

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（使用済樹脂貯蔵タンク増設））【6】」

2. 日時：令和4年11月17日 14時30分～18時12分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部設備保全グループリーダー◎ 他19名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンク（SRST）増設 設置変更許可申請 コメントリスト
- ・資料2 伊方発電所3号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に係る補足説明資料
- ・資料3 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事 設置許可申請 審査会合・ヒアリングスケジュール（案）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。それではこれからいかつと発電所の設置変更許可申請。
0:00:07	使用済み樹脂貯蔵タンクの増設についてのヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:15	それでは今日は、
0:00:17	資料 1、2 さーんのヒアリング資料いただけてますけども、
0:00:22	基本、
0:00:24	書いてある内容、もしくは資料に書ききれてない内容でここを補足しておきたいですとかそういう話なければこちらから事実確認進めさせていただきたいと思いますけども、
0:00:34	四国電力の方から何か追加で補足説明しておきたいことをあらかじめありますでしょうか。特にないでしょうか。
0:00:42	追加の説明はございませんので、ちょっと質問の方から進めていただけたらと思います。
0:00:48	はい。規制庁西内です承知しました。それではまず資料 1 のコメントリストに沿ってなんですけど、
0:00:54	ちょっとコメントリストの順番通りじゃないんですけど、資料 1 の、
0:00:59	22-1 のコメントですかね。
0:01:02	条文整理の考え方なんですけど、ここは前、
0:01:06	一般に関係する部分なのでちょっとここから確認をまず進めていきたいなと思っています。
0:01:13	なので資料 2 の、
0:01:16	通しの 9 ページ以降ですかね、ここの部分で確認を進めていきたいと思うんですけども、規制庁側からまずここの部分で何か事実確認ありますか。
0:01:26	原子力規制庁の仲野です。今西部長の方から話のありました、条文整理の関係のところから私の方からまず質問させていただければと思います。
0:01:36	まず 9 ページ以降のところから条文整理の考え方を示していただけてると思うんですけども、その中でですね、10 ページのところの 2.3 ポツのところですね、作成の方針のところなんですけども、
0:01:49	こちらの分類担当フローのところから確認させていただきたいんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:55	今回資料出していただくにあたって、今まで多分整理の書き方が変わっているのかなというふうに考えておりました、今回のまずフローのところですかね、確認させていただきたいのが、
0:02:08	今回のフローって設置許可基準規則のところからおりていく流れで、要求事項が適用されるかどうかのイエスノーがまずあると思うんですけども、こちらの部分っていうのが、ちょっと考え方を教えていただきたいのは、その基準規則に対する要求事項の
0:02:23	主語が、今回のタンクに適用してるかどうかっていうところで確認してるのかどうかまずちょっとこの部分について確認させていただければと思います。
0:02:35	四国電力木村です。概ねおっしゃる通りで、設置許可基準規則ごとに、今回のタンクを増設するタンク、
0:02:48	に対して適用されるかどうかというところを
0:02:52	一つ一つ確認していった適用されるというふうになったものについてYESとしているところでして発電用の原子炉施設の全般に係るようなものについては
0:03:04	適用されるというところでYESに入ってくるのかなというふうに思ってます。
0:03:11	原子力規制庁の仲野です。そうですね今お話いただいたところと私の理解ですと、
0:03:17	条文の中で、施設Ⅱの種別として、タンクが該当するのかどうかっていうのを主語的に分類して、例えば電源設備とかあったらもう、
0:03:27	明らかに違うものの要求なのでこれはノーに行ったりとか、
0:03:31	そういう分離分類してるというふうに認識しておりますので、都築続けてなんですけれどもその次のフローのところで、
0:03:41	(2)番ですね丸三角のところの区分けで、基本設計ないし基本的設計方針の変更を伴うかというところなんですけれども、
0:03:51	ちょっとこの部分でちょっと疑問がありまして、
0:03:55	今回の丹空の増設に関してですね、基本設計方針等の変更がある部分っていうのが基本的にはその本文事項だと容量の変更っていうふうに考えておりました、
0:04:06	ただ今回のそのフローに従うと、
0:04:09	火災とか、
0:04:13	あとは、四条の地震の損傷とかですね、こういったところは基本方針に変更がでない状態なんじゃないかなというふうに考えてまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:23	それがこのフロー上 0 でいくつという整理がちょっと、今自分の中で理解しきれていない状況です。ちょっとこちらの考え方についても、今、
0:04:33	私が申し上げたところを踏まえてご回答いただけますでしょうか。
0:04:41	四国電力の木村です。その衛藤。
0:04:45	基本設計ないし基本設計方針の変更伴う条文の抽出の前と、細かい考え方については
0:04:53	資料 2 の土佐ページの 9 ページのところにもちょっと記載を、
0:04:56	としておる、(2) のところで 2.2 の(2) のところで記載しておりますところになりますけれども、
0:05:08	観点としましては、新たに設置する使用済み次長タンクに対する適合ための設計方針として記載する必要がある。
0:05:15	というところで例えば耐震であれば、地震であれば、今回の耐震、タンクに対してBクラスの設計をしますというところを記載する必要があると。
0:05:28	いうところで適用条文としています。もう一つの観点としまして②で記載してありますけれども、
0:05:38	新たなショウジュシオタの設置に伴い、当該条文に係る既存設備の運用が変更されるため、既設置許可の発電用原子炉施設に適用の他の設計方針を変更する必要があると。
0:05:50	いうところで例えばですけれども 30 条の放射線業務従事者の防護というところはタンクの設置に伴って、壁の
0:06:01	設置というところの措置、既存の設備の変更というところが発生しますので、それについては、そういうものについて、
0:06:12	さっき、こちらのフローでYesというふうに整理して、
0:06:16	屠畜場の説明の中でもご説明をしていると、というような整理をさせていただきます。
0:06:25	原子力規制庁の中野です。そうですね今ご説明いただいたところも踏まえてなんですけれども、
0:06:33	その下 9 ページの 0102 とかっていうところで考え方もあると思うんですけどもその中で今お話もあったと思うんですけども放射線防護の関係だと運用が変更になったりとかそういったところも、
0:06:44	踏まえると、あとフロー図の基本設計方針とかっていうところを落として考えるとちょっと説明が難しいのかなっていうふうに考えるところがありますんで、
0:06:55	これらの部分についてなんですけど、ちょっと我々の考え方を一度お話しするんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:02	まずですね、適用かどうか自体は先ほど申し上げた通りで申請設備が規則基準の主語に適合してるかどうかというところでその次の
0:07:16	丸三角のところなんですけれども、今回のその工事の内容によって
0:07:23	既工事計画ですね、ですね、確認された状態が変更になるかどうか、 っていう観点で分類するっていうのが、一つはあるんじゃないかというふう に今考えてるところになってます。
0:07:36	なので、先ほど申し上げていただいた通り、運用が変わりますよと かっていうところは、もちろんその既工事計画で確認されてる状態から変更 になってますよねと。で、タンクの耐震のところですが、先ほどお話し いただいたところっていうのも、
0:07:51	今回新たに設置するタンクのクラス分類を設けなければいけないって いうところも新設等で変更が生じる場所ですと、そういうところで分類され ていくものっていうふうに考えているところです。
0:08:04	あと、今の説明、説明した中にご理解いただけないところとかがあれば ちょっと、
0:08:10	コメントいただければと思います。
0:08:22	職員力のキムラです。先ほど来工事計画とおっしゃってきたのは、既許 可での説明したものから、設備運用変更にしたもの。
0:08:33	ということでしょうか。
0:08:35	工事計画に対してということでおっしゃっていただいたんでしょうか。
0:08:40	規制庁野中です。そうですね。それで今回許可なので許可の内容です ね、から変更があるかどうか。
0:08:57	四国電力の木村です。はい。当間、そうですね許可の中で、
0:09:01	要するに許可いただいたものに対して変更であったりとか、新たな設計 が必要なものというものを、
0:09:11	について先ほどのフローでYesに流しているという整理でございます。
0:09:41	原子力機関、
0:09:43	原子炉規制庁の仲野です。今何かコメント等がありましたか。
0:09:49	あ、失礼しました四国電力の木村です。はい。設置許可すでに許可いた だいてる。
0:10:00	許可に対して、
0:10:02	今回のタンクの設置に伴って、その
0:10:07	新たに設置するタンクに対して新たに設計をする必要があるとか、
0:10:15	また壁の設置をするであるとか運用が変更になるというものに対して、 適用条文、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:24	先ほどのフローの条文の抽出年のイエスというふうにフローを流して、
0:10:31	逐条の説明の中でご説明しているというところでございます。
0:10:38	はい、原子炉規制庁中野です。そうですね
0:10:43	設計だったりとか設置に限らずではあると思うんですけども、今回のタンクの増設工事に伴って変更
0:10:54	今までその確認されている状態が変更になっているのかどうかという観点で、フローを流しているっていうところは多分ご理解いただいていると思うんですよね。
0:11:04	なのでまずはそのフローのところがそれを読めるように修文いただく必要がまずあるのかなというふうに考えてますけども。
0:11:12	ご理解いただけてますでしょうか。
0:11:25	色電力のキムラですけど、具体的キーと、先ほどのコメントのご趣旨としましては具体的に言いますと、
0:11:34	資料2の10ページ。
0:11:38	の中の、第1章というところで資料の作成方針、記載してますけどもその中の、
0:11:44	3角というふうに分類させていただいたところの、
0:11:49	この方針のちょっと記載がまだちょっと趣旨として、先ほど私、
0:11:55	やっぱり衛藤ナカノさんの方におっしゃっていただいた内容がちょっと読めないのでもそももう少し拡充、すべてした方がいいよというそういう趣旨のコメントでよろしかったでしょうか。
0:12:15	現象規制庁の仲野ですそうですね第1表とあとはフローズ自体についてもちょっと
0:12:23	趣旨の記載は、変更が必要なのかなというふうに考えてます。
0:12:42	四国電力の伊原でございます。
0:12:45	今のフローの表現のところでございますけども、
0:12:50	先ほど来確認させていただいた表現したいこととしては、
0:12:56	既許可からの変更に対しては
0:13:00	新たに設計が必要なものというところを、関係条文として抽出するというところの認識は
0:13:06	なっているかなと思ってますんでそれを表現、
0:13:09	するつもりでは書いていまして、ダイヤの中としては基本設計ないし基本的付け方針の変更を伴うかということで、端的にちょっと専門用語的かもしれませんが、
0:13:22	そういう表現で、端的に表しつつ、その具体的な内容としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:26	先ほど木村から説明いたしましたように、①、②、
0:13:31	の、に該当するかどうかの判断をしますと。
0:13:34	さらにはフローの図のところ、破線で囲った四角の中で先ほど岡田さんからご確認いただいたような同じ設計方針を適用する場合も
0:13:44	0にするのかというようなところ。
0:13:46	具体的に言うと①のところのYESの例というところで例えば四条地震については新たに設置する設備において、菊同様の設計を適用する場合、方針を適用する場合も、
0:13:58	含めてといったことも、説明を追加しているつもりでございます。
0:14:04	ですので、ちょっと至らない点というのをもう少しご指摘いただければ
0:14:08	反映させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
0:14:30	衛藤。
0:14:31	規制庁西内ですけど。衛藤。
0:14:35	ちょっとまず、なんか若干共通認識が取れてそうな雰囲気になってるんですけど、まずとれてないと僕は思っていて、今お話いただいている中で、
0:14:44	新たに工事する必要がある新たに運用を追加する必要があるっていう多分そこら辺が若干引っかかっている、ちょっともう少しちょっともう端的に言うんですね、
0:14:58	最初にボードナカノから、このフロー図のところの言うんですよ、このフロー図のところの言うんですよ、
0:15:05	基本チェック、
0:15:07	要求事項が適用されるかってこの部分は主語で考えるんですけどこのYESはもう共通にとれたと思うんですよ。
0:15:15	本当に基準を読んで、今回の申請内容が主語的にまず該当するんでもう機械的にイエスですっていうことだったんですけど、そこは小木曽の日でもう1回確認ですよかったですよね。
0:15:30	はい。
0:15:33	はい。その通りです。はい。はい。規制庁西内ですその次なんですけど、ちょっと前前提からいうと、
0:15:41	今回我々規制庁として、申請をいただいて、何を審査するかっていうと、
0:15:48	許可基準への適合性ですよ。
0:15:51	許可基準五つありますけど、その中でも主に設置許可基準規則の話が今話になると思うんですけど、設置許可基準規則への適合性っていうのが確認しなきゃいけないところですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:04	そういう意味でその規則の要求事項的に手法としても今回の申請範囲が関係ないっていうんだったらまずバツにしましょうでこれはもう明確な考え方だと思っんです。
0:16:14	手話が該当するときに、
0:16:17	あとはどこまで何を確認するかってサノ話をしてると思っんですけど、そういう意味では、多分次のボックスに来るべきなのは、少なくとも我々が教えている情報としてはですよ。
0:16:29	局今回の変更の内容、変更申請の内容が、
0:16:34	既許可で、
0:16:35	すでに確認をしている今回変更許可なので、既許可ですでに確認している、適合性の状態が変わるのか変わらないのか。
0:16:46	それは本文上変更があるかないかだけではなくて、実態として、の変更があるかないのか。
0:16:53	ていう観点なのかなとまず思っていますと、これは許可でも工認では同じなのかなと変更の工事である場合においては、変更の許可変更の工事である場合には同じなのかなという考えはちょっと持っていますと。
0:17:05	で、
0:17:07	もう少しちょっと具体的に言うんですね、今回は配管取りかえとかの一部の要は構造だけの改造とかではなくて、
0:17:15	これはどこかの課ヒアリングでも一度お伝えを確認をさせていただいたと思っんですけど、タンクの新設工事なんですよ。
0:17:24	なので、ちょっとここが一番先ほど冒頭にもお伝えしましたがけど共通認識は若干違うなと思っっている部分でして、
0:17:32	新設するタンクっていうことは、
0:17:35	今までにその確認された適合性の状態って、
0:17:39	何かあるんですかっていうのがもう端的な質問なんですよ。
0:17:45	要は新しく壁を増設する必要があるとか、新しく運用を追加する必要があるところは何も関係なくてですよ、市川市を追加する、新しい位置に新しい設備を追加する申請なわけですよ。
0:17:58	そうすると、
0:17:59	例えば津波とかの話でいうと、
0:18:02	すでに設置されている防護され、津波とか自然現象とかのざっくりした話のイメージでいうと、
0:18:09	すでに設置され、すでに防護できている建屋の中に設置することから、既許可から変更はないんですっていう話は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:18	明確だとは思んですけど、
0:18:20	明確なことを確認しているもの。
0:18:26	要は既許可でそれは別にない考え方じゃないですか。そのタンクの3期目をここに置くってことはできようが何も言ってないので、そこに置くことを今回確認をしているもの。
0:18:38	と考えれば、
0:18:41	基本的に新設っていう変更内容を踏まえるのであれば、ほぼほぼすべての条文が適用条文関係条文が何か審査常務の次の段階では0になるんじゃないかなと思っている。
0:18:53	というのが、今ちょっと考えていることです。
0:18:57	まず一旦ここまでですけど、
0:19:01	理解いただけない点とか疑問点とかありますか。
0:19:10	四国電力松原でございます。今の西内さんのご意見でいきますとタンク新設するような場合には、
0:19:19	最初のひし形DSになったものについてはすべて0になるであろうというそういうことでよろしいでしょうか。
0:19:27	ちょっと一つずつそこちゃんと0になるのか三角になるのかっていうの確認をしていきたいんですけど、ちょっと疑問。ちょっとこれはこの後の確認でしていきたいんですけど、まず今は共通の考え方。
0:19:39	まずこのフローの基本的な考え方がある程度共通認識を持った上で、ちょっと各条文の具体的な話をしたいんですけど、例えば、9条9条、すいません。
0:19:50	衛藤。
0:19:55	すいません。七条とか、
0:19:58	11条。
0:20:00	ここは、
0:20:02	どうなのかなっていうのはちょっとあります。
0:20:05	不法侵入防止と安全避難通路ですね。
0:20:09	要は手法的にはこれ施設の工場要求なので、多分どの申請も絶対適用十分になると思うんですけど、
0:20:18	その当該設備を変更する先進性じゃないいですよね。
0:20:22	ちょっとそういう意味ではどうなのかなっていうところはちょっとあります。
0:20:27	そういう意味でちょっと基本的な考え方は多分変わらないはずだと思っ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:32	変更の内容によって、既許可の適合性の状態が変更になるかどうか。
0:20:38	これ変更許可である以上は多分この考え方は基本はあまり動かないんじゃないかなと思っているので、そこに何か疑問があるのであればちょっと今のうちにちょっとまずそこをやりとりさせていただいて、そこを特に疑問がないのであれば、ある程度イメージが合ってるのであればその考え方でちょっと各条文 1 個ずつ確認をしていきたいなと思ってるんですけど。
0:21:06	いいですか。
0:21:08	四国電力の井原です。江藤。先ほどご指摘いただいたところとしては
0:21:13	今現状のフローで言いますと、二つ目のフロー。
0:21:17	内野のところの②の観点、
0:21:20	での確認。
0:21:22	で、既存の許可状態。
0:21:25	に関して、
0:21:27	そこに変更を及ぼさないことを確認しているというところで、そこに該当するのかなというふうに理解しております。
0:21:38	藤規制庁ニシウチです。②っておっしゃったような米印の方ですか。
0:21:46	米印の以下の 1 または 2 に該当するかの②ってことですか。
0:21:50	そう。はい。
0:21:51	その通りです。
0:21:53	ちょっと待ってくださいね。
0:22:08	既存の設備や運用が、
0:22:10	変更されるため、
0:22:14	企業、企業家の、
0:22:16	適合のための設計方針を変更する必要がある。
0:22:21	ここで 1、
0:22:23	ているのは、
0:22:29	設計方針を変更する必要がある。
0:22:35	ですね。
0:22:37	ちょっとやっぱりここで疑問に思ってるのがですね、多分これ津波とかバツになってる多分こっちなんですかね。あれ違う鈍る 1 人とってるのか。
0:22:48	あれ、この②って今回具体的にはどの条文に関して例えば、イメージしてますか。
0:23:00	いやそもそもですけどすみませんそもそもですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:04	①②とか多分関係なくて、唯一もう既許可の変適合性の状態が変更になるか否かだけっていうふうに考えているというそういう言い方ですかね。この資料に対してのコメントとして言うのであれば、
0:23:22	ちょっと①と②が何か二つ分かれていてこのうち②に今おっしゃっていただいた話が該当するんですと言われると、
0:23:29	まず①要らないと思っているっていうところからなので多分やっぱり共通認識がない気がしてですね。
0:23:36	ちょっと具体的に聞きたいのは②って何の条文でどういうふうに、どういうふうに読めばいいんですかね具体例をちょっと教えて欲しいんですけど。
0:23:53	四国電力の伊原です。
0:23:56	都丸には、基本的にあつた。
0:23:59	②に当たることで
0:24:02	今回既許可の、既設範囲について、設計変更を起こる場所っていうのは、
0:24:07	基本的にどの条文をないと考えております。
0:24:13	はい、規制庁西内ですが、であればやっぱり②とは僕は理解は違ってですね。
0:24:18	既許可の設計方針を変更するか否かではなくて、
0:24:21	既許可の既許可で確認された。
0:24:24	許可へのテスト基準への適合性の状態が変わるか否かだと思っています。
0:24:32	今回の例でいうと、
0:24:34	タンクを新設する以上は、そのタンクに対しての適合性って今まで見てたって言えますかっていう話だと思うんですよね。
0:24:43	言えないんじゃないかと、厳密に言うんですよこれは、
0:24:47	タンクを新設する以上そのタンクに対しての適合性は、ほぼすべての情報を今回初めて見ることになるんじゃないですかと。
0:24:54	実際やる内容は、この②の言葉を言うのであれば設計方針変更ないかもしれないけど、ただそのタンクにその設計方針を適用するっていう意味では、新しく今回見ることによってという言い方なのかなと思います。
0:25:10	もう1個だけちょっと具体例でいうと、
0:25:13	今回新設っていうのがありますけど、配管の改造、工認のイメージで言いますけど、配管の改造工事とかだったら、ちょっと話はまた違って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:23	改造工事なので、改造工事とか取りかえ工事であれば、取りかえ前があるわけじゃないですか。
0:25:31	取りかえ前改造前。
0:25:32	で、取替前改造前が例えば外部衝撃とか、その建屋内の設備についてはそういう外部衝撃からもう建屋内で、建屋で防護するっていう状態に改造前からなっていて、
0:25:45	一部取りかえるだけだったらその状態を変更しないじゃないですか。だから三角ですっていうのはすごい理解ができるんですね。
0:25:51	適合された状態を建屋で防護する状態から変更がない。
0:25:57	ただ今回はその話でいうと、新設するタンクである以上、変更前がないですね。だから既許可で確認された適合性の状態がない。
0:26:06	だからほぼすべての条文が、
0:26:09	確認対象厳密に言うと確認対象になるのではないかと。
0:26:16	私が確認したいことご理解いただけますか 02 との違いっていう意味でちょっと今話したつもりなんですけど。
0:26:23	しゃべって。
0:26:26	四国電力伊原です。おっしゃられていることを理解しました。新設範囲の時点でもうすでに、
0:26:34	そうですね確かに既許可で確認をいただいた時点においては、タンクが存在していない状態の施設に関する確認になりますので、
0:26:41	そこから新たに付け加えた設備については改めての、
0:26:45	確認ということになるのではないかと。
0:26:48	ちょっと理解しました。
0:26:54	はい。規制庁西内です。
0:26:57	影響というか、その確認の度合いっていうのは、もちろん常務によって違いがあるっていうのは思うんです。
0:27:05	それは津波なんか明らかにでしょっていうふうに言いたい気持ちはわかるんですけど、ただ整理所、あくまで今回審査で見るべき条文なんだっていうふうに整理していくのであれば、
0:27:16	ここは多分厳密に整理すべきだとまず思っていて、
0:27:19	あくまで適合性許可への許可基準規則への適合性を確認する以上は、既許可で確認されたその状態が変わるのか変わらないのかっていうところ。
0:27:29	なのでこの二つ目のボックスは、以下の①②っていうところじゃなくて、もう一つだけだと思っていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:36	変更の内容によって、
0:27:38	申請の内容によって、既許可話工事結果が滝工事計画で確認されたその基準への適合性の状態が変わるか否か。
0:27:51	というのが、
0:27:53	まさに、
0:27:54	審査条文なのかどうなのかという意味で言うと、
0:27:59	法律の立て付け考えれば、そう整理すべきなのではないか、また、そう理解私は今しているというところですね。
0:28:07	そこでちょっと認識にそこがありそうであれば、ちょっとまずそこから解消していかないと、多分この後の条文整理具体なところ始めても多分ずれていくのでここでまず一度認識を合わせたいと思うんですけど。
0:28:19	いかがでしょうか。
0:28:21	合ってます。ありますか。認識は。
0:28:24	多分今の四国電力の考え方とちょっと違うっていうふうに僕は今、事実確認ハンチでそう思ってるんですけど、認識これでありますかね。
0:28:38	四国電力の伊原です。
0:28:40	はいはい、おっしゃられている内容に関しまして
0:28:46	我々のこれまで経験してきた審査の実績等を振り返ってみますと、例えば、
0:28:56	規則で言う六条自然現象なんかで言いますと、
0:29:00	新たに附属施設を建てるときには、そういったものを適用、
0:29:03	該当するんですけども、
0:29:07	建屋内、
0:29:09	に実際に他社の例で、我々の知る。
0:29:13	実績で、他社の例でもSRSt増設した例もあるんですけどもその実績を見ましても、
0:29:19	建屋内に設置するところで、同じように建屋内に設置するということで旧安全審査指針になりますけども、その設計指針、自然現象条項を充てているかというのは立ててないと。
0:29:31	というようなことをこれまで見てきておりますので、
0:29:34	そこで、
0:29:35	新設するから必ずしもすべての条文が審査対象として上がるということではないのかなというふうに理解しておりました。
0:29:45	そこをより、
0:29:49	詳しく性、何て言うか説明を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:53	判断の過程をなるべく、
0:29:56	書き下すようにして整理させていただいたつもりでございました。
0:30:09	規制庁西内です。衛藤。
0:30:13	今お話いただいたのは、同じ結論、私が言った整理度はやっぱり違う整理なんですってということですか。
0:30:23	赤井今野加古の話をしていただいたと思うんですけど。
0:30:29	そうですね
0:30:31	西口さんに言っていただいた整理にしますと、今三角にしている条文すべて
0:30:36	関係条文ということでマルになって設置変更許可申請書に改めて記載するという流れになる、なるかなと思いますので、そことやはり限度違う状態なのかなという理解でございます。
0:30:50	はい、規制庁ニシウチです、江藤
0:30:53	なので、私が言ったんで私今の認識とは違う認識で今回も申請していません。今後もそうする予定としたいと考えてますってそういう理解ですか。
0:31:10	要は過去、今ご説明いただいたような過去のその考え方を踏襲して今回も今後もそうしたいですとおっしゃっているってそういうことですか。
0:31:19	それとも私が今、認識したような整理で、今後変えていくっていう方、というような過去の経緯をご説明いただいたものなのか、過去の線に沿って今後もやっていくっていうことの説明なのかどちらなのかなというところだけちょっと教えて欲しいんですけど。
0:31:37	四国電力松原でございます。
0:31:40	西内さんのおっしゃることは理解いたしましたので、ちょっと今後どうするかというところはですね、少しお時間をいただけない。こちらの中でもですね他のものとの他の許可との整合とかもありますので、
0:31:54	そういうところも含めてちょっと考えさせていただけないかなというふうに思うんですけども。
0:32:01	はい。規制庁西内です。
0:32:05	そういう意味でちょっと
0:32:08	多分ですね、また、各社ごとに若干ここ考え方実は違うんじゃないかなっていう部分もあって、他社の例でいうと、日本原燃の許可申請の実績とかでいうと、
0:32:20	圧縮減容処理装置とかを、
0:32:23	増設している。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:25	これは固体廃棄物処理系の改造という言い方なのか、ちょっとその確認次第ですけど、そういう例もあって、その時に、例えば、
0:32:34	綱ミイ条文とか、地盤条文とかも含めて、許可のテンパチに今書いている。
0:32:41	という部分もあってですね。
0:32:43	そこは必ずしも多分各社ごとで、
0:32:47	考え方がそろっているかということ、現状必ずしもそういうわけではないのかなという気もちょっとしますと、
0:32:53	ただ後は原理原則、あくまで許可基準適合性を確認する書類であるという位置付け。
0:33:02	それをお互いにし説明してお互いに確認をしている。
0:33:06	お互いにすみません事業者の方で説明をして我々が確認をしている審査をしているということを踏まえると、
0:33:12	その観点から整理いただき食う。
0:33:16	ものなのかなというふうに私は理解していたということですね。
0:33:20	で、
0:33:21	一度、あれですかね四国電力内で少し検討したいですとそういうことですか。
0:33:46	少々お待ちください。
0:35:52	お時間いただいてすみません四国電力の江原でございます。
0:35:57	今の現状の我々のその方針なんですけども、
0:36:02	これがやはり従来の考え方とも整合してると思いますし、
0:36:06	やはり何ていうか、基本的というか原則的な方の対応なのではないかなと考えておりました。
0:36:14	現状、いろんな
0:36:16	会社によって、または申請によっていくつかパターンが、
0:36:20	分かれているというか、
0:36:23	我々の
0:36:25	他の審査の場でも、もう
0:36:29	申請書の作り方として、成果が一つと限らないといったようなお話いただいたこともありますし、
0:36:34	この本質的な変更を伴わない箇所についても、
0:36:38	特記事項的というか一応、
0:36:41	逐条テンパチの逐条のところに書き起こしてその分も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:45	書き起こしておく、そういうような例もあることは認識しておりますんで、
0:36:50	認識しております。ただそういう、
0:36:54	その点そういう、
0:36:56	本来の逐条の役割としては、その本質的に審査する場所を明らかにすると、というような役割があったというふうに理解しておりますんで、やはり原理的な考え方に立ち返ると、
0:37:08	今回フローで説明させていただいたような新たに、
0:37:12	物を作るところね作る上で、約束しなければならないことをきちんと書くと、そういう、
0:37:18	ふうな方針で、
0:37:21	言った方が良いのではないかなというふうに考えているところでございます。
0:37:27	はい。以上です。
0:37:30	はい。規制庁西内です。
0:37:41	少しもう少しお待ちいただいてもいいですか。
0:37:45	ちょっともう1点補足しますと、
0:37:47	あと、今回、従来の原理的な方針で言えば、3角のところっていうのはもうバツということで、数、
0:37:58	オチていたんですけども今回は一応適用はされるけどもというところで三角という内訳にさせていただいて、その
0:38:04	状況について、きちんと備考欄の方で、新米審査資料の中で説明をさせていただいていると、そういうつもりでございます。以上です。
0:38:19	はい。規制庁西内です。
0:38:36	最後に補足いただいた、
0:38:41	補足で、
0:38:42	説明はさせてもらってますっていう話は所詮補足にしかならないので、
0:38:49	やっぱりその添付以上っていうところとの違いは一つはやっぱりあるかなあとはまず思いますと。
0:38:55	ただおっしゃりたい気持ちもすごいよく理解できてですね。
0:39:00	要は本質的に影響がない部分を、
0:39:03	どこまで
0:39:05	書類に起こして、どこまで説明する必要があるんだっていうそういう話はおっしゃる理解は気持ちですよ、徐々に理解できますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:39:12	で、ちょっともう少し書く考え方を今の四国電力の考え方をもう少し確認したいんですけど、今まさにお話しいただいた、
0:39:22	要は新たにお約束しなきゃいけないと思っている事項のそのメルクマールがどういうところなのかっていうのがちょっと今の説明書だとわかりづらくてですね、ちょっとそこをまずもう少し確認をさせていただきたいんですけど。
0:39:35	衛藤。
0:39:36	それが多分この①と②で考えているってそういう理解ですか。
0:39:45	はい。まずはこの範囲①と②の、
0:39:48	文言で考えたということでございます。
0:39:51	①の、
0:39:53	設計方針として記載する必要があるっていうことを記載するっていうのはまず何っていう話ですかね。
0:40:04	設置変更許可申請書に記載する必要があるという意味でございます。
0:40:08	そのメルクマールわあ、
0:40:11	なんなんでしょう。
0:40:16	このメルクマールが書かれてないからまず理解がちょっとしづらいついていうところが多分一番あってですね。
0:40:22	適合のための設計方針として記載する必要があるかないかのジャッジはどこですとどういう考え方ですっていうことでしたっけ。
0:40:29	多分先ほどの言葉を借りれば本質的についていうところにあると思うんですけど。
0:40:33	それは多分それこそですね多分人によってブレが出てくるだけだと思っていて、ちょっとそのメルクマールを明確にして欲しい。そうすると我々のための共通認識とれないと思うんですよね。
0:40:43	そこはどのようにお考えなりましたっけ。
0:40:47	ここは新たに設置する範囲において、既許可に、
0:40:51	書かれて、
0:40:52	いる範囲を超えるようなことを追加で、
0:40:55	或いは変更して、
0:40:57	のない変更した内容を、
0:41:00	書き起こす必要があるかないかということだと思っております。
0:41:04	規制庁西内です。そうするとなぜ地震はここでイエスになるんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:09	というかすべての条文いくなれば本文事項もテンパチもほぼそうですけど、評価が変更ないですよ。
0:41:17	自身はなぜここでイエスになるんでしょうか。
0:41:21	この部分が、新設設備に対してっていうところ。
0:41:25	を仕分けてるものでございまして、
0:41:30	例えば耐震であれば新たに、
0:41:32	設置する、遊ん。
0:41:35	設置する設備、
0:41:36	に対して、
0:41:38	既存の、
0:41:39	方針を適用する場合も
0:41:41	記載する必要があると、書いてあるんですけどもこれは大本にある本文のその設備を、
0:41:47	というか、設備を設置するというところの時点が基本設計の変更と、
0:41:52	いうふうに、
0:41:53	なりますんでそれに付随する部分。
0:41:57	というところで、
0:41:59	新たに設置する、新たに基本設計を変更するものに付随する。
0:42:04	変更という整理で
0:42:06	変更の方に整理してございます。
0:42:12	規制庁西内です。
0:42:15	その読み方をしたときに、津波がノーになるのはどう読めばいいでしたっけ。
0:42:34	津波の場合は設備を、
0:42:37	タンクの設計として、
0:42:40	さらに、津波防護上の措置を講じる必要がないというところ。
0:42:47	設置するタンクに付随する設計方針を新たに追求する必要ないと。
0:42:52	いう整理でございます。
0:42:55	規制庁西内ですけど、それはだからそういう場所に設置するからっていうことじゃないんですか。
0:43:03	そういう場所に設置する設計とするからそういう結果になるだけであって、
0:43:08	いくなれば最初の耐震の方で新設するから、耐震構造とかも含めてやるんですけどっていうことだと思んですけど。
0:43:14	津波も同じじゃないですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:16	新設するそういう場所に設置するから、
0:43:20	そういう話になるっていうだけで、
0:43:23	新設っていう話でいうと、両方イエスにしかならないんじゃないかなと思うんですけど、いや例えば海岸沿いに設置するんですって言った。
0:43:30	全然違う設計になりますよね。
0:43:37	ちょっとそこはよくわかりづらいっていうのが一番の疑問点ですね。
0:43:41	このフローで説明されたときの、
0:43:47	はい。確かに、何というか、書こうと思えばというところとあれかもしれませんけど、
0:43:53	建屋の中に設計する、設置する方針とするというのを、それを新たな設計方針として書く。
0:44:00	ことも、
0:44:01	方法もあるかなというふうに思います。
0:44:03	ただそれを変えたところでその後それを本質的にどう、
0:44:08	審査するほどの内容なのかというのがあります、
0:44:11	従来の考え方としてもやはりそういうのは、明らかにもう審査対象外という、
0:44:16	整理でされてきたものと理解しておりましたんで、
0:44:20	一応考え方としてはそこは、変更等は取らないのかなと。
0:44:24	いうふうに考えてございました。
0:44:35	規制庁西内です。今説明いただいた内容文字化するとどう文章になるんですかね。
0:44:51	ちょっとフロー図のこの米印で言う丸一井があると思うんですけど、
0:44:56	①のところ、こういう場合には記載する、こういう場合には記載しないという、もうこれちょっと、今後に向けての話もあるんですけど、あまりそのこのフロー図とか、この整理条文を複雑にしていくと、多分お互い泥沼にはまっていくだと思っていただけたらと思っていて、
0:45:13	まず基本シンプルにしたいと思ってるんですよね。
0:45:16	そうした時にちょっと端的に、こういう場合には記載するこういう場合には記載しないっていう場合分けが単純にできるかっていうところを、
0:45:24	ちょっと確認としてしたいんですけど。
0:45:27	今の話をそういう、そういうメルクマールとしようとするとういう説明があるんでしょうか。
0:45:32	どう説明と理解すればいいですかね。
0:45:41	四国電力イハラですちょっと今すぐに綺麗な表現が出せるかという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:46	まずちょっと難しいところあるんですけども、
0:45:49	今現状の記載としては、
0:45:51	10 ページのフローの図の①のYESの例として書いてあるところ。
0:45:55	新たに設置する設備において、希望のための設計方針、
0:45:59	に基づいた適切な措置を講じる場合と、
0:46:03	いうところでこう表現しようとしていたところでございます。
0:46:10	はい。規制庁西内です。今の繰り返しですけど、今の表現だと理解ができなくてですね多分そうだからこう、多分この表現だと、審査官によって、
0:46:21	事業者とその申請者と審査官を対応する審査会によってブレが出てきてしまうところだと思っていて、まさに多分 28 条とか 3029 条 30 条あたりは多分そこでずれてきてると思うんですね。
0:46:34	適切な措置を講ずる場合っていう意味で言うと、そういう場所に設置することも適切な措置って、人によっては読める気もするんですね。
0:46:44	そこをどう非その共通認識をとるためにどう表現するかっていうところだと思います。
0:46:53	その充実化お願いできますかまず、
0:47:02	はい。
0:47:04	そうですねここがうまく、
0:47:06	いう表現があったと。
0:47:08	あれは今、例えば現状のようないろんなまちまちな申請のケースが出てるといようなことが、
0:47:16	ないはずなのでちょっと、はい。
0:47:18	考えてみたいと思います。
0:47:22	以上です。
0:47:24	規制庁西内です。
0:47:33	そうですね。
0:47:41	そういう意味で言うと、
0:47:43	ちょっと 29 と 30 で確認してもいいですか、ちょっともう一度その考え方で、
0:47:49	20 キュウワー
0:47:53	な税抜何名三角になるんでしたっけ。今のその四国電力さんの考え方でいうと、
0:48:10	四国電力、伊原です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:13	29条に関しましては敷地境界の線量に関する要求事項なんでございませ すけども、
0:48:18	今回SRS今新設するSRS周りの設計においてその敷地境界線量、
0:48:25	適合性を維持するために、
0:48:27	何か
0:48:30	追加で措置を講じる必要がないというところで、
0:48:33	三角。
0:48:35	に整理しております。ここが例えば、
0:48:39	新たに設ける補助者への壁のところでは遮へいを担保しないと、敷地境 界の線量が維持できないというところであれば丸田だというふうに考え ております。以上です。
0:48:54	規制庁西内です。
0:49:00	30条は、これは壁を設置するからってことですか、遮へい機を設置する からこうなるってことですか。
0:49:10	壁を設置することでもって管理区域の区画分離を成立させて従事者を 防護すると、そのために必要なものというだということでもございま す。以上です。
0:49:23	はい。規制庁西内です。
0:49:26	これもさっきの多分津波、津波で考えるかちよつとあれなのかな。さっき の多自然現象系と一緒にですけど、
0:49:34	馬場小によるんですよねこれ例えば屋外タンクとかになったら0になる んですかね。
0:49:45	ご遠慮国おられるはい。
0:49:48	そのようになると思います。
0:50:01	規制庁の仲野です。今伊原さん、もしかして回答いただきましたがち よつとマイクと多かったようなので、もう一度ご発言いただけますか。
0:50:10	失礼いたしました。
0:50:12	はい屋外に線量の一定の線量を有するものがあれば、それを考慮する ことになりますので。はい。おっしゃる通り0かというふうに、
0:50:21	考えます。以上です。
0:50:25	はい。規制庁西内です。
0:50:28	そうする等、
0:50:33	やっぱり今回変更の内容によって、
0:50:43	変更の内容によって、
0:50:49	水、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:50	他の措置をする必要があるかどうか。
0:50:55	理解すればいいんですかね。
0:50:58	例えば耐震は、
0:51:00	今回の変更によって、このタンクをそういう耐震B、AとB共振の設計をするわけですねタイタンクに対して、
0:51:13	だからいや応なく追加の設計ですよと。
0:51:20	ただ津波超自然現象とか 29 条に関しては、
0:51:26	そういう場所に設置するだけでその他追加措置をしないから、
0:51:32	って感じなんですかねえ。
0:51:34	ただそういう場所に設置するのも措置ですよっていうそうやっぱそこらへんですかね。
0:51:40	ちょっとすみませんなんか理解しようと努力してるつもりなんですけど、どう表現すれば他、要は規制庁内部、あと対外的にも含めてですね。
0:51:50	共通理解が、
0:51:52	取れるというか何か理解しやすい表現になるのかなあとちょっと今、自分の中で考えながら聞いてたんですけど。
0:51:59	追加の措置を講じる開始しないかっていうだけでいうと、ちょっと、
0:52:05	そういう場所に設置するっていう措置になるわけそういう設計ですよ。
0:52:09	ちょっと違う気はするんですけど何かイメージ合ってますかね。
0:52:15	何か今の角田自分がないのか確認した内容って何かイメージ合ってますか若干違うイメージですか。
0:52:26	四国電力伊原です。はいおっしゃられていることは理解しました。
0:52:34	一番端的な例で言えば、設計方針、設計として何か設計というか、措置として追加する必要があるところを、
0:52:43	が 0 になると。
0:52:45	いうのはその通りかと思います。
0:52:48	それだけで、
0:52:50	ただそれだけだと
0:52:53	地震と津波の区別がというところで、
0:52:56	津波でも場所自体が、設計方針ではと。
0:52:59	というようなこと、ことがありますんでそこをうまく識別できる表現があれば解決するのかなというふうに思いました。
0:53:08	ちょっとそこは辺はこれまでの審査でもいろいろ解釈が分かれてきたところなんかなのではないかなというふうに想像はするんですけども、
0:53:19	そうですねちょっとすぐに、うまい表現が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:22	私も申し上げられないんですけども、例えば
0:53:26	その場所に設置するっていうのはもう、
0:53:29	許可済みの
0:53:31	施設、発電用原子炉施設、
0:53:34	もう、何とか前提条件のような整理なのかなと。
0:53:38	いうふうに今少し、
0:53:40	考えたところでございます。
0:53:42	すいませんちょっとはつきりした回答でないかもしれませんが、以上です。
0:53:47	はい。規制庁西内です。
0:53:51	前提条件。
0:53:54	なるほど、なるほどなるほど。
0:53:58	まずはそのちょっと充実が共通理解をとるところがスタートですかね。
0:54:06	ここが取れないと、正直ちょっと、丸の部分、確実に前の部分から今日は確認するっていうことですかね。
0:54:14	所掌間違えてもいいですか。
0:54:20	規制庁西内です。
0:54:24	関係条文の話については、
0:54:27	少しちょっと今お話しいただいた内容も含めてちょっと、規制庁の中でもちょっと確認を進めたいと思います。
0:54:34	その上でちょっと、四国電力の方におかれましても、今説明いただいた内容が、やっぱりその資料で表現できているかという、今見る感じにおいてはまずノーだと。
0:54:45	ちょっと私はまず考えていてですね。
0:54:49	少なくとも①の部分で、適合性として記載する必要がある場合がどんな場合なのかっていうのが、
0:54:56	そういうものが表現されない限りにおいてはちょっと、どうせの説明にはなっていないのかなと思いますし、
0:55:03	ちょっとその部分の表現の充実化というか充実化というか可能な限りシンプルにまず記載をいただくところなのかなあとは思いますが、
0:55:14	その点はまずご検討というか事実かお願いしてもいいですか。
0:55:22	職人力まではい、承知いたしました。
0:55:26	はい。
0:55:27	その上で②番も同じですよ。
0:55:33	②、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:35	ガー、適用される場合がわからないってところです。
0:55:44	今回、
0:55:46	ワー
0:55:48	な②も含めて①ってということなんですかね何か②の文章だけ読んでいます。
0:55:53	今回遮へい器新しく設置してますよね例えば、
0:55:58	そういう意味でいうと既存の設備が変更されるってのは②の方なんですかね、ちょっとそこら辺がいまいちあれですね。
0:56:05	なんか②と①って何かそもそも二つに分かれるものなのかっていう気もちょっとしますし、
0:56:11	ちょっと、
0:56:13	その②と①の関係。
0:56:15	についてもう1度ご検討いただいて整理をいただいてもいいですか。
0:56:30	四国電力井原です。①に関しては新設するタンク自体、タンク張りの設計と、
0:56:36	02 に関しては岸。
0:56:39	木瀬津川の前、
0:56:42	元級の方のは、発電用原子炉施設の範囲ということで
0:56:47	内と外といった形で二つの観点に分けて書いたというものでございます。
0:56:52	ちょっとその辺りもまた表現というか、わかりやすくなるように考えてみたいと思います。
0:56:58	以上です。
0:57:04	はい。ごめんなさい規制庁ニシウチですちょっとやっぱりわかんなくなっちゃったんですけど、うちと外っていうのとどういことでしたっけ。
0:57:12	今回の変更内容の内外っちゅうことですか。
0:57:16	表現が、
0:57:18	四国、
0:57:19	イハラですよ。
0:57:20	すいません表現がわかりにくい表現をしてしまいましたが、
0:57:25	違う
0:57:26	①の方は、SRSディイタンクそのもの、
0:57:30	に関する設計として考慮する必要があるかどうかという、そのタンク自体で、に講じる措置の話。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:57:37	②は今回タンクを設置するに伴って、タンク以外の既設側の発電を原子炉施設に何か干渉するかどうかという観点での確認でございます。
0:57:46	仮に今回SRSTを設置する。
0:57:49	それに伴って、既存の何か竜巻防護施設を取り払ってまた違うのに変える必要があるとか、そういうことになれば、改めて6条について審査いただく必要があるのだというふうに考えているものでございます。
0:58:02	実際今回の申請においてはそのようなものがないので②に該当するものはないということでございます。以上です。
0:58:16	規制庁西内ですけど、あまりの必要性はやっぱ疑問になりました。
0:58:21	①と②両方、常に考えるわけですね。
0:58:26	①話してた時に、
0:58:29	その本質的何か変更するのであればっていうようなキーワードが何かあったように記憶してるんですけど。
0:58:35	②①その他、例えばタンクを外におきますといったときに竜巻防護つけますといった①で何かまず0になりませんか。
0:58:44	②の観点で何か必要なのか本当によくわからなかったんですけど、
0:58:52	四国電力、伊原でございます。
0:58:54	場合で切れるわけ。
0:58:56	得ることで、わかりにくくなっているかもしれないのでシンプルに言えば
0:59:05	もうすぐ設計の変更と本質的な変更を伴うかどうかには尽きると思いますんで、
0:59:11	そこら辺また改めて単シンプルになるように考えてみたいと思います。以上です。
0:59:17	はい。規制庁西内です。わかりました。で、土岐最初に聞いておきたかったのが、このフロー、この考え方って、今までもこのフローこの考え方でやってたんですか。
0:59:39	四国電力伊原でございます。
0:59:41	金。
0:59:43	従来関係条文、マルかバツかといったような判断でやってまして、今回なるべくそこを
0:59:50	わかりやすくといいますか、説明を充実させるためには整理を試みたものでございます。
0:59:58	以上です。考え方の結果として変わるものではございません。より説明を詳しくしようとしたというものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:08	はい。規制庁西内です。
1:00:12	わかりました。
1:00:14	と、
1:00:21	わかりました。
1:00:26	はい。ちょっと記載の充実化修正をいただくとしてポイントはちょっと私が少なくとも1度読んで、事実確認して理解できなかった部分としては、
1:00:36	先ほどお話したような、①の、どういう場合についていうところ。
1:00:42	①のメルクマールですね。②は何かそのメルクマールっぽいことがちょっとちらっと書いてあるんですけど。
1:00:48	①のメルクマールがよくわからなかった。あとは①と②の関係性がわからなかった。
1:00:54	あとは②の必要性がわからなかった。
1:00:58	ていうところでは、そもそもですけど、
1:01:02	この①②に、
1:01:04	紐づく基本設計方針、基本設計ないし基本的設計方針の変更を伴うかっていうこの言い方が、
1:01:13	本文事項の変更を伴うかっていうふうにもちょっと読めるんですよちょっとよく、ここの考え方がよくわかんなかった。
1:01:20	多分これがあるですね本質的に変更するかどうかっていうことを言いたかったってそういうゴトウなんですかね。
1:01:31	四国電力江原でございます。
1:01:33	はい。基本設計ないし基本的設計方針が何かというと、
1:01:37	設置許可申請書本文添付に書いてある内容、
1:01:40	という理解ですので、
1:01:42	そこにその変更が必要かどうかという点において、
1:01:46	はい。ご理解の通り本質的な変更が、
1:01:49	が変更かどうか、設置変更許可申請書として申請すべきことかどうかと。
1:01:54	いう。
1:01:55	意味でご理解いただければと思います。
1:01:58	すいません規制庁西内です。ちょっと繰り返して申し訳ないんですけど、今の説明は理解ができなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:04	今、基本設計方針ないし基本的設計方針本文ないしテンパチについてか、おっしゃってたと思うんですけど、じゃこれ本文ないし電発の変更を伴わないかどうかってそういう判断基準にしかなくないですか。
1:02:17	若干違った説明を今もらったような気がしたんですけど。
1:02:25	本文. 発の記載事項が、基本設計を基本設計ないし基本的設計方針なのであれば、そこに変更があるかないかだけのジャッジになってしまうので何か読み方が違うのかなって思いました。
1:02:39	この二つ目のボックスで言いたいのは、本文事項ない試験、本文ないしテンパチの記載事項に、
1:02:47	変更があるかないか関係なく、本質的に変更があるかないかだけってそういうふうになんか私理解したつもりだったんで違いましたかね。
1:03:08	ええ。
1:03:09	施設の設計の本質として書くべきことが設置、
1:03:14	基本設計ないし基本。
1:03:15	設計方針、つまりは野瀬設置許可の本文と添付資料だというふうに理解してますので、
1:03:25	何て言うんでしょうその記載の文言、
1:03:28	から切り離された何か切り離されたというか、それに対してまた別に本質がある。
1:03:34	というふうな理解ではないです。
1:03:38	江藤規制庁西内ですけど、そうすると、ちょっとすいませんねあの米印からちょっと最初お話あったんですけど、米印に行く前に、このまずボックスの中に書かれているのがよくわからなくてですね。
1:03:49	本文と電発の変更を伴うかどうかって読めばいいんですがここは、そうじゃないんですね多分言いたいことは、
1:03:58	本文ないしテンパチ記載事項の変更を伴うかっていうふうに読むボックスなんですかね。そうじゃないんですね多分。そうですね①と②が判断基準。
1:04:08	その結果として、設置変更許可申請書の、
1:04:12	どちらかと変更を伴うかというか変更すべきかと。
1:04:17	いうふうなやり方なのかなと思います。ごめんなさい変更すべきかという自身はだって変更してないじゃないですか。
1:04:22	でってなりませんか。
1:04:25	あの辺、
1:04:26	ていうか返金いただけないか関係ないんですね多分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:30	そうそうじゃないんですかね。
1:04:36	ちょっとその辺もまず、理解はしたいんですよ開会描きたい内容を説明したい内容の最後どう表現されるかはちょっと時間が欲しいということあると思うんですけど、
1:04:46	ちょっとまず理解をしたくて、衛藤本文に、
1:04:50	本文と原発の返金、まずイエスかノーかの質問をしたいんですけど、本文とテンパチの記載を変更するかしないかでこのイエスノーに行くわけではないって理解していいですか。
1:05:05	イエスノーと答えづらいですかね今の質問は。
1:05:10	あ、知久電力江原です。NOになるかと思えます。そうですね。であれば、基本設計ないし基本的設計方針が何を指すかってやったときに、本文とテンパチですって言われちゃうと、ちょっとつじつまが合わないのは理解いただけましたが僕でさっきさっき僕はそこで止まったんですけど、
1:05:37	四国電力伊原です。はい。
1:05:42	規制庁西内ですけど、なので、後は何を言いたいかなんですけど、本文テンパチの記載事項の変更とか関係なくて、本質的に変更するかしないかだけで判断したいんですねそういうことなんですよ。
1:06:02	違います。はい、四国電力江原です。
1:06:06	はい。
1:06:08	はい本質的な変更の方で、
1:06:11	判断したいと、記載の文字、
1:06:14	が変わるかどうかということではなくて、
1:06:17	施設を設計する上で必要なことを、
1:06:20	申請して審査いただくと。
1:06:22	ということだと思っております。
1:06:25	はい。規制庁西内です。なのでそういう意味ではちょっとわからなかったポイントとして挙げると、
1:06:30	このボックスの中の基本設計ないし基本的設計方針の変更を伴うかっていう表現が何を指すかがわかりづらいってところで、
1:06:38	ご理解をいただきましたかね。引っかかっているポイントとして、
1:06:44	ここの表現だと、本文テンパチの変更を伴うか伴わないかっていう文章に読めるんですけどいう、ていうことはご理解いただけましたかね。
1:06:58	ちょっと違いますか。
1:07:16	入ってなかった。
1:07:17	四国電力伊原です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:21	すいませんちょっとミュートになってしまっていたかと思うんですけども、
1:07:24	はい。違和感というか、疑問に持たれた点理解いたしましてこの2番目のダイヤのところ、
1:07:32	文字の記載だけで、が変わるかどうかなんかで判断するというものではございません。以上です。
1:07:39	はい。
1:07:39	規制庁西内です。わかりました。
1:07:44	わかりました。
1:07:47	はい、ありがとうございます。
1:07:52	ちょっとそういった点が、ちょっとまずフロー上で言うと、理解ができなかったところなので、
1:08:01	説明したいことが表現できてないのであればちょっと適切に表現をまずしていただくというところをお願いできればと思います。
1:08:09	で、
1:08:11	ちょっと1ページ目、すいません9ページ目と10ページ目なんか2ページにわたって説明いただいているんですけど、
1:08:19	結局情報量としては、フローがすべてなのかなあという気がしてですね。
1:08:28	ちょっといろいろ書いてあるもののちょっと、
1:08:31	関係性がいまいまいちわからないので、もうフローだけで説明できればフローだけでいいんじゃないかなと思うのでちょっと可能な限りシンプルにまず表現はしていただければと思います。
1:08:42	お願いしてもいいですか。
1:08:47	四国電力江原です。はい、検討させていただきます。
1:08:51	はい。その上で12ページ以降の表なんですけど、
1:08:56	これが最終的なアウトプットになると思うんですけど、
1:09:01	ちょっとやっぱりさ、列が三つになっていくっていう考え方が、
1:09:07	だんだんちょっと細くなっていってしまうのかなあと思っていて、
1:09:14	もっと、あそこ、もともとこって列一つで、
1:09:18	提出いただけてましたっけ。
1:09:25	翻訳家ですはい。当初はこれを一行〇×三角あけてましたけど、量は一行で、今回フローを追加するにあたって、
1:09:34	ドレーンどこでイエスノーをしたかというのはわかりやすくするために三行に分割させていただきました。
1:09:43	はい。規制庁西内です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:47	だから最後のところ、今回はフローでちょっとその部分がちょっと確認に、
1:09:53	確認に時間かかっているのだからわかりやすさの観点追加しましたってことですかね。
1:09:58	はい、わかりました。
1:10:01	基本はだから一番最後のこの分類のところ、
1:10:04	が、各申請においてはもう必ずついてくるんですけど、必要に応じてこのフローと考え方を示しながらこのイエスノーの部分は明確にしていきたいですってそういうことですかね。
1:10:19	イシモリの木山ですはい、ご認識の通りです。
1:10:23	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
1:10:26	ちょっと〇×三角の話はちょっとご検討を確認をいただいて、
1:10:33	ちょっとまず、丸の部分から確認をちょっと進めさせていただきたいなあと思ってます。今 12 ページ以降で分類 0 にしていただいている条文、ここは少なくともうちもマルだと思っていますので、
1:10:49	ここの確認から進めていきたいと思えますと。
1:10:55	で、
1:10:57	てくださいね。すいません。
1:11:02	そういう意味でいうとちょっとそのマルバツ三角の話先に。
1:11:07	考え方確認したい部分が 1 個あってですねこの丸の中でいうと、溢水なんですけど、
1:11:16	溢水による損傷防止の、
1:11:19	適合性に関して、
1:11:22	今テンプの原発の申請書とかでも書いてもらってますし、この補足にも書いてもらってるんですけど、について大きく二つ要求事項あると思っています、
1:11:37	くださいねすいません。
1:11:46	今回の資料 2 でいうと、
1:11:52	うん。
1:11:57	87 ページですね通しページ。
1:12:03	九条の 1 項で、
1:12:06	医師、安全施設を主語にして溢水が発生した場合に安全機能を損なわないこと。
1:12:12	2 項で、放射性物質を含む液体が管理区域外への漏えいしないこと等ってあるんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:19	これは、
1:12:20	その孔口単位要求事項単位で考えたときに、両方0って理解をすればいいんですけど。
1:12:28	思考力です両方マルだと思ってます。両方丸尾常務整理表によっては一言で、
1:12:37	関係条文ですよという理解としています。以上です。
1:12:41	はい。規制庁西内です。
1:12:44	2 わあ、
1:12:46	樹脂貯蔵タンク自体が放射性駅、
1:12:50	物質を含む液体を内包しているので、
1:12:53	まさにそういう漏えいしない設計にしますよっていうことで丸ですよねこちらわかりやすく、1ワー
1:13:02	どういう説明になるんですけど、他の安全施設防護対象に対してタンク。
1:13:10	が破損しないように設計する高追加措置をするから、
1:13:15	対象ですってそういうことなんでしたっけ、要は加害者側として見てるってそういうことでいいんですけど。加害者側として丸運にしているってそういうことですか。
1:13:25	庄田横野です。江藤。加害者側で0だと思ってます。あくまで溢水として安全設備、通常のガイド等の安全施設には該当しませんので、あくまで加害者側で、
1:13:37	0として設計上考慮していかないといけないと理解します以上です。
1:13:43	はい。
1:13:44	規制庁西内ですわかりました。わかりました。ありがとうございます。
1:13:48	衛藤じゃちょっとまずコメントに沿って確認残り部分を進めていきたいんですけど。
1:13:54	衛藤。
1:13:56	中のまず10資料1-10-14ですかね。
1:14:00	すいません、16-2か。すいません。
1:14:04	16-2の部分ですけど、ここ。
1:14:07	すいません結局火災区画分割しましたってことでいいんですよね。
1:14:14	電力シゲマスですおっしゃる通りでございます。
1:14:17	はい、規制庁ニシウチですわかりました。
1:14:21	ここはもうあれですかねあまりこういう実績もなかったのっていうのがもう一言で該当になるっちゃうことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:29	1 番目で何か運用上の影響がないことを考えるものっていうのが何かそういう意味合いを示したのかなと思ったんですけど。
1:14:36	四国電力シゲマスですそうです記載の通りではあるんですけども、
1:14:42	はい。タイヘキでABとCは分かれてるぞということを踏まえまして企業別々とするので設定再設定をさせていただきます。以上です。
1:14:52	はい。規制庁ニシウチですわかりました。衛藤。
1:14:57	区域区画の設定の考え方っていうところは、今回の説明書のところでご説明をいただいていたつけ。
1:15:07	前は区域設定したときにどういう、何を考えて区画を設定するんだっていう部分ですね。
1:15:15	その考え方には沿ってるというふうに理解すればいいんでしょうか。
1:15:19	四角でシゲマスです。記載としましては下ページの 43 ページ。
1:15:29	イの一番下の(2)のところですねそちらに記載している程度でございまして、
1:15:34	基本的な考え方としてはガイドとかそういったものを入れると思っておりますけれども、今回は、放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する機器として区域を設定するというので記載させていただきます。
1:15:56	規制庁西内です。まず、本文テンパチの今の設計方針上で区域区画をどう設定するかっていうのはどうやって説明いただいているんですけど。
1:16:25	市町村ください。
1:16:46	私ここでもシゲマスですおっしゃってることは
1:16:50	認可済みの、今日、設置許可でどう記載されてるかということかと思うんですけども、認識合ってますでしょうか。うん。なるほど。はい規制庁に周知するそうですね。はい。
1:17:01	確認いたしますので。
1:17:04	ちょっとお時間かかるかと思しますので、もしよろしければ、
1:17:08	次の分、
1:17:10	から確認いただいてもよろしいですか。はい。大丈夫です規制庁ニシウチでは、
1:17:16	要は、医局脇アノ本部の設計方針どんどん取ってるんだっていうだけなんですよね。
1:17:25	別途、はい。説明いただければ結構。
1:17:30	はい。では次の確認事項ですけど、
1:17:36	遮へい器の話ですかね 21-1 ですね。
1:17:40	ところ簡単にご説明いただいてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:17:47	例えばすみませんこういう感じでコメント1個ずつ進めていく感じでよかったですか。四国電力をどこで何か進め方、何かご希望ありましたっけ。
1:17:57	四国電力木村です。衛藤。
1:18:00	そうですね
1:18:02	可能でしょう。条文単位とかでやらしていただくのがいいかなと思ってまして、
1:18:18	概要をに関するところを、衛藤。
1:18:21	ご説明させていただいて先ほど藤叶夢火災に関係する16-2、
1:18:27	ご質問させていただいたん、ご質問いただいたので
1:18:34	工事概要のに関するところと、次からは、八条十条12条28条30条みたいな条文単位ごとで、
1:18:45	このコメントに対してというところでご説明を進めさせていただければ助かるんですけども、それでも構いませんか。
1:18:54	はい規制庁西内です。承知しました。そこからですけども、少し伝えてもいいですか。
1:19:07	規制庁西内です。
1:19:09	すみませんお待たせしました。ちょっと今後の今後のというかすみせんこの後のヒアリング進めかたについては先ほど説明いただいた通り、まず工事の概要とかが条文単位で区切ってというところを進めていきたいんですけど、
1:19:22	ちょっとすみせん先ほどの条文整理の考え方一度ちょっと戻って改めて事実確認させていただきたいんですけども、
1:19:31	先ほどそちらからの説明の中で、
1:19:37	本質的に、
1:19:39	変わっている説明が必要だっというところについて、0であって、そうじゃないもので関係するものは三角であるというような、イメージとしては説明いただいたとあっていて、
1:19:50	その考え方はちょっと中でも少し頭整理してみたんですけど、何かこういうことなのかなとちょっと考えた、私の理解としてお話をするので、もし違うのであれば、ちゃんと違うということで今後説明をいただければ結構ですし、
1:20:05	そうなのであればそうであることがわかるように今後ちゃんと説明をいただければと思いますというところでちょっと私のまず理解としてなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:12	私どもの中で中で整理したけ、理解としてなんですけど、
1:20:21	基本的な考え方としてはやっぱりその起居カーで確認された適合性の状態がどうなるのかっていうのはやっぱりあると思っけていてですね。
1:20:32	変更許可である以上は、
1:20:35	例えばですけど、そのじゃあどこまでそれが変、変更がないというか、ほぼ、四国電力の言葉を借りれば本質的かっていうそのジャッジの部分については、
1:20:46	これは結局○×三角の大きく丸と三角で違うところっていうと、申請書上の違いで言うて、
1:20:54	添付資料 8 の冒頭でこの要求事項への適合方針を説明しているその段落もあると思っけてんですけど、要はテンパチ申請書上に書くか書かないか。
1:21:06	ていうところがまず大きく違うと思っけてるんですけどそこは同じ理解でまず合っけてますかね。
1:21:16	中部電力キムラですはい。その理解で認識は合っけてますはい。
1:21:21	はい。規制庁西内ですその上でなんですけど、結局だからテンパチで説明する。
1:21:28	ていうことは、
1:21:29	既許可の適合状態。
1:21:32	から、
1:21:33	変更になっている、ないし、追加的にまだが変わっているからテンパチで書くのであって、要は既許可の申請書、
1:21:44	本文と添付図面と添付資料とあると思っけてんですけど、
1:21:49	そこで説明しているその適合性の状態。
1:21:54	ていうものが、
1:21:57	今回タンクであれば本文添付図面添付書類でこういう設計にしますっていうふうに書かれてますけど、その既許可で説明している範囲から、特段追加的に何を説明しなくても、もう明確であるよねと。
1:22:11	適合していることが明確であるよねと。
1:22:14	例えば、津波で言えば、
1:22:17	そもそも建屋内、今回本、今回の申請書上で言えば添付図面で、こういう建屋の場所をこういう位置に設置しますというのが書かれてますけども、
1:22:27	そもそもこの建屋松波というのは外部衝撃の方がわかりやすいですかね。津波、建屋でそもそも防護できている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:35	ということが、過去の許可の本文、あと添付、踏まえれば、もう明確に書いてあるでしょうと。
1:22:42	今回はそういう建屋の中に設置するっていう先生なので、特段追加でテンパチで何かしらその適合方針説明しなくても明確であろうと。
1:22:52	だから本質的ではないので書いてません。
1:22:55	なんかそういう理解を今ちょっとしたんですけど。
1:23:00	それであれば多分メルクマールはすごい明確であって、
1:23:03	既許可の申請書ベースで、
1:23:05	説明ができるのであればいいし、
1:23:08	できないのであれば今回のちゃんとテンパチにも記載して要は申請大丈夫0として説明をいただくべきだよねと。
1:23:16	そういうことなのかなあとちょっとまず理解をしたんですけど。
1:23:20	何かイメージ%があってそうですかね、いかがでしょうか。
1:23:26	今別に結論というわけじゃなくていいんですけど、何か、どう、ちょっとイメージとしてずれてそうかどうかも含めてなんですけど、何か私が今そう理解したっていうところでちょっとまずお話してるんですけど。
1:23:38	いいですか。
1:23:39	四国電力伊原です。
1:23:42	整理いただいてありがとうございますイメージかなり合っていると思っています。
1:23:48	はい。
1:23:50	ちょっとそれで前にちょっとその上で、ちょっと1個ずつ条文確認進めてもいいですか。
1:23:59	はい。お願いいたします。
1:24:01	はい。そういう意味でいうと、1個ずつと言いましたけど、
1:24:07	江藤一条2乗とかそんなちょっと関係ないところやるつもりはなくて、まず適用中Vsの部分でやっていきたいんですけど、適用上Vsの考え方は基本、整合はしてるかなと思っているので、
1:24:18	Yesのところで行っていくのと、ちょっと三条は飛ばしますね一旦。
1:24:22	ちょっとわかりづらくなっていくので、
1:24:25	四条の、
1:24:26	地震による損傷の防止ですけど、
1:24:29	ここって、
1:24:33	既許可あって、
1:24:36	既許可のところ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:39	耐震BクラスB教師の施設についてはこういう設計方針にしますよって いうことはちゃんと説明されてますよねと。
1:24:49	ただ、
1:24:50	今回のタンクが実際にそういう構造になっているか。
1:24:56	ていうところは、その構造からしっかり説明しないとわかんないよねと。
1:25:04	いう、そういう弾性設計の範囲っていうそういう構造で説明しなきゃいけ ない部分があるので、必ずしもその既許可申請の範囲で、
1:25:15	明確に説明できているとはいいがたい。
1:25:19	ので、
1:25:20	書いている。
1:25:21	そういうりかいいですかね。
1:25:35	昨年料金は、はい。その理解で結構です。
1:25:50	四国電力木村です。はい。その理解で結構です。
1:25:54	規制庁西内です。あれですかね構造等私言いましたけど、そもそも耐 震は、さっきの津波みたいな話と違ってそのものが耐震性持てれば持 ってないかの話世界なので、
1:26:08	今回新しく設置する設備がB供試の設備としてちゃんと耐震設計してい ることは、既許可申請の範囲で説明している、そんなわけではないので、
1:26:18	だから今回は追加で説明すると、それだけですかねちょっとさ私が難し い言い方しちゃいましたかね。
1:26:29	はい。堀井池山です。ありがとうございます。その説明の方針ではい、 結構かと思います。
1:26:40	はい。球場ニシウチです。続けて
1:26:44	5条ですけど、
1:26:47	松波に関しては、
1:26:51	これちょっと、若干すいませんさっき建屋内防護って話してたら申し訳な いんですけど、そもそもですけど、
1:26:58	まず津波は、
1:27:00	既許可の申請で、クラス3の安全施設ですよ。今回使用済み樹脂ち ょうど高倉さんの位置付けなんですけど、
1:27:08	クラス3の安全施設に対する適合方針って、どういう説明をしてるんで しょうかっていうところですよ。
1:27:15	要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:17	クラスワンツースは守りませすクラスターも守りません、代替措置、その機能を守るための措置を講じませすっていい言ひ方をしませすっていいことであれば、
1:27:29	さっきの耐震とこれ一緒ですけど、一緒ですけど、クラス3としてちゃんとそういう代替措置を講じませすっていいことは、既許可の申請の範囲じゃなくて今回新しい設備として設置する以上は、
1:27:40	何か必要なんじゃないかっていい気もするんです。一方で、例えば本文とか企業申請の中で、建屋内の設備については、もう防護できてますとかですな。
1:27:51	なので特段防護措置不要ですっていいか代替措置不要ですとかそういうところまで何かうたっていいれば、
1:27:57	いわゆる今回建屋内に設置するものだからっていいところで何か行く気がするんですけど、それはどうお考えですかどう理解すればいいですかな。
1:28:10	四国電力の江田ですけれども津波脳研はちょっといつも結論、結論っていいか、結論から見た建屋に入ってますっていいのでいつも言って、
1:28:20	大変申し訳ないですけど、まず、
1:28:23	代替設備により、
1:28:25	必要な機能を確保するっていいところはおっしゃる通りです、建屋に入ってるからっていい話であればですな一応津波のところにも、
1:28:36	津波の影響等から、下振り可能な設計とするっていいのを、要は建屋としては書いてるんです。ただそこで、
1:28:46	建屋に入ってる設備が、
1:28:49	は津波の考慮不要ですみたいなのはそういう、何て言うんすか。向後メーターわかりやすいのは記載してないですけど、
1:28:58	津波による影響から隔離可能な設計としますと、浸水防護重点化範囲内ですけど、そういうのはきっちり記載しているっていいのは事実関係として以上です。
1:29:09	規制庁西内です。ちょっと今日のヒアリングで、何か津波は何か若干共通認識まで至らないかなって若干感覚を覚えましたちょっと改めて、また、整理したものをご提出いただくっていいかご説明いただきたいんですけど。
1:29:24	今の話を聞くとですな、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:26	新基準の審査の時に、クラスⅢのいわゆる代替措置の話をごまごまごりぎり許可等の許可のタイミングでやったかっていうと、ただシンケイジの時はクラスⅢの防護設計を中心にやっていたので、
1:29:40	あまりごまごりぎりやってない部分あると思うんです。ただ一方で、
1:29:44	クラスⅢについては、その代替措置を講じることで機能を防護する設計とする。だから、棒を守らないけど、機能を守るってことだと思っすよね。
1:29:54	で、
1:29:54	そういう設計方針を立てているのであれば、それがいわゆる適合性を示す既許可の適合性だっていうことであれば、
1:30:03	やっぱり地震と一緒にすよね。新しいクラスⅢの設備を設置するんだから、既許可の申請の範囲とかじゃないよねって話になるんじゃないかなと思っすよね。
1:30:13	ちょっとそこが、一方でさっきのその建屋内で隔離するって話が、
1:30:18	それがそのクラスⅢの、
1:30:20	としての設計っていうのと、関係がちょっとわからなかったんですね今の話を聞いてると。
1:30:27	その関係性がどうというふう企画課の方タイミングで行っていて、
1:30:32	るのかってことだと思っすよね。
1:30:35	だから例えばクラスⅢの設備のうち、建屋内のものについてはそういう状況であるよって説明であればプラス何も関係ないんじゃないですか。
1:30:44	どういう立て付けでどう説明しているかにもなんか使い方によって違うのかなと思っすよね。
1:30:51	確認したいことはご理解いただけますかね。
1:30:58	四国電力です。確かにおっしゃる通りで隔離可能とは書いてますけどそれは浸水防護重点化範囲で、何て言うんすかね。
1:31:09	浸水防護重点化範囲の設定の考え方としては、基本クラスⅢと耐震Sとかいうものを内包してる建屋っていうのがあるんで、また結果をねらって、
1:31:20	を述べて申し訳ないんすけど、ちょっと先ほど伊原が申し上げたような、本質的になっていうところ。
1:31:26	2、ちょっと行き着いてしまうのかなというところもあってちょっと条文整理の考え方それに用いて津波を適用したってところでちょっと、確かに西内さんのおっしゃる、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:37	通りっていうところもちょっと一部あるかもしれないというのは、松波担当としてはちょっと、はい。今はそう思ってますという、以上です。規制庁西内です。いや、
1:31:51	うんじゃ、早速つまずいちゃったんですけど、いや、やっぱりですね、ちょっと繰り返しですけど、
1:32:00	結局これ我々が最後、我々これ結局審査のために、事実確認してるだけなんですよね。四国電力がどう説明するかって話はあるんですけど、結局我々が最後対外的に、
1:32:12	ちゃん等、結局は透明性も高めてる組織ですので、我々が適合性をどうジャッジしたんだってというのは、しっかり外にも説明できるように要は我々だけが説明、我々だけが認識してる状態じゃ駄目なんですよね。
1:32:26	そういう意味で我々って何をもとに、
1:32:28	審査するのっていうと申請書なんですよね、補足説明資料はあくまで申請書に書いてる内容の補足なので、
1:32:34	やっぱり申請書でジャッジできなきゃいけない。
1:32:37	ていうところを踏まえると、
1:32:40	本質的かどうかっていうのはそれは確かにあれですよね。わかってる人だったらそれは明確ですっていうふうに言うかもしれないんですけど、
1:32:48	それをじゃあ申請書をどこでどう確認したんだっていう時に、
1:32:55	やっぱり
1:32:58	本質的かどうかっていうのがジャッジになるのかっていうのがちょっと難しいところですよテンパチに書く書かないで話でいうと、そういう意味で先ほど私お伝えしましたが、
1:33:07	過去の申請書、既許可の過去の申請書で明確に説明していて、それに照らして今回特段追加で説明する必要は何もないんです。この、こういういはところに設置するものであればとかですね。
1:33:20	であれば何か明確かなあとってちょっと理解できたかなってつもりだったんですけど。
1:33:27	そういう意味ではちょっと6条、午後町は、
1:33:33	クラスⅢは代替措置としか言ってないんですけどつけき許可で、
1:33:39	既許可の設計方針として大体こっちしか行ってないんですかね、基本クラスⅢは最初の内質設備、
1:33:48	の考え方でクラスワンツをやりますクラス3は、代替設備等によりその安全機能を損なわないように設計するっていうところを書いてますんで基本そこから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:02	落ちてる。はい。そうですね。規制庁西内です今間瀬正確に言っていたきましたかね。
1:34:09	代替措置等々により安全機能を損なわない設計とするって理解ですか。
1:34:15	麻生令和その通リアノ等が入ってて、代替措置、代替措置だけじゃなくて規制庁ニシウラごめんなさいこれは別にそうしろっていうわけじゃない。
1:34:26	あらかじめ言っておきますけど、その文章の主眼はやっぱりあれですよ。法則要求はこれするものですけど、安全機能を損なわないことが本、要は適合性を示してるわけですよ。
1:34:37	で、代替措置等の等とは何ぞやっていうところで、添付書類とかに行けば、建屋内は津波から防護できているっていう状態はちゃんとクラス、目的が違うかもしれないですけど、説明ができてるわけですよ。
1:34:50	そういう読み方はあるんですかね。
1:34:55	要は、既許可申請では、
1:34:57	発言中すいません確かに助け船を出していただいたように非常に申し訳ないですけど、確かにおっしゃる通り冷凍というところで、そういう読み方
1:35:08	もあると、要は守れないものと守れるものがありますというところで守るものは当然立てないと思ってますという解釈もありかなというところで今考え、コメントいただき、
1:35:18	そういう考えもあるなと思いました。以上です。そう。それで、すいません規制庁ニシウチですけどそれであれば許可申請で説明してる内容で、要は追加的に説明する内容がないよねと。で、それをまさに補足で説明いただくっていうことですかね。
1:35:33	そういう読み方なんだっていうこと。
1:35:38	まさに補足はそういう使い方をするものだと思うんですよ。ちょっと、申請には書いてあるんだけど読みづらい部分とか補足してもらおうっていうことだと思うので、今の読み方であれば、
1:35:50	今の整理上三角になって、そういう読み方なんです守れるものは守りまず、守れないものは別代替措置でちゃんとやりますっていうそういう考え方なんですってそういうことですかね。
1:36:02	米本です。おっしゃる通りで、配送NEIMA補足なりなんなりちょっと入れる場所を検討したいと思います。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:36:10	規制庁西内ですそうするとちょっとすいません津波とか外部衝撃の備考はちょっと書き方は以前のヒアリングでも僕とやりとりさせていただきましたけどそういう趣旨で書いてもらうちゅうことですかね。
1:36:25	施行前後ですそのような趣旨でちょっと書き直してみたいと思います。ありがとうございます。
1:36:31	はい。規制庁西内です。そうすると、
1:36:34	等が入ってるかないか。
1:36:36	結構重要な、
1:36:38	今後なりそうですけど、明確に読めるか読めないかやっぱり一つのファクターとしてあって、そこが、
1:36:44	仮に等が入っても、文章の趣旨的に全部明確に読めないよそれはっていうところは多分明らかにそれを否定するしかないと思うので、そこはちょっと目、事実確認しっかりやって潰していければいいのかなと理解しますと、
1:36:56	で、じゃあ、続けて6条ですけど、六条は松波と一緒にですかね本文上の記載とか含めて、同じように読める理解をしていいですか。
1:37:08	四国電力伊原です。
1:37:10	ちょっと六条としては想定するハザードは、まず何かといろいろなものがあって、それに対して、
1:37:17	自然現象であれば12乗とかあげて、そのうち、この事象に関しては発電所の敷地において考慮する必要ないとか、そういうもろもろの説明を続けていってるような内容なので入口でクラス設計、
1:37:31	民間、クラスに基づいた設計方針を、
1:37:35	うたってるってような記載の仕方にはなってはいません。
1:37:43	規制庁に、ちょっと実際のものを示しながら説明いただければと思います。何か、
1:37:50	クラスⅢはっていう部分は竜巻は書いてそうですけど、竜巻が書いてるけど他は書いてないちゅうことですか今の話を。
1:37:57	もしかしたらここ本文ベースでは書いてないってそういうことですか。本文ベースとかになると。はい。すいませんそういう意味では本文にはこだわらなくてもいいかなと要は申請としては添付書類も含めていただいているので、
1:38:09	添付パチンも含めてっていいかなと思っていて、
1:38:14	要は、結局だってマルバツ三角にした時に出てくる出てこない盲点発の世界の話じゃないですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:20	だからこのテンパチも含めて適合性ちゃんと判断できるのであれば本文2から読み解くのが基本ですけど、
1:38:28	本文のテンパチ組み合わせで判断できるのであればそれで十分明確に いえるのかなとはちょっとまず理解はしてですね。
1:38:34	テンパチも含めればクラスⅢの設備は先ほどの津波と同じようなイメージで書かれて、竜巻に関しては書かれているので、
1:38:42	同じ整理ができるのかなとちょっと理解したんですけど、やっぱりあれですね本文から含めていくとちょっとそういう説明はできないんですってそういうことですか。
1:39:07	あ、すいません。はい。あれです。
1:39:13	はいすいませんどうぞ。はい。
1:39:16	竜巻とか外部火災とか、ガイドがあるような事象に関してはそういうクラス、
1:39:22	安全重要度に応じた設計方針をここはある程度書いてあるんですけども、
1:39:27	6条全体総括して、記載、
1:39:31	それはそうか。
1:39:34	個別の事象に、
1:39:36	ついても書き出すように説明すれば、
1:39:39	なんていうか、
1:39:41	今回の申請で適合性を見直す必要が、適合性に関する方針を見直す必要がないといった説明はできるかなとは思いますが。
1:39:53	はい。規制庁西内です
1:39:56	わかりました。であれば、ちょっと
1:39:59	先ほどお伝えしたようなメルクマール、その考え方、四国電力の言葉があればそれが本質的になっていうところに繋がっていくと思うんですけど、メルクマールとしてやっぱりその過去の申請書、
1:40:12	添付書類含む部分で、どこまでいえるかっていうところで一度整理をいただいて、ご説明改めてしていただいても6条に関してお願いしてもいいですか。
1:40:22	他の条文も最終的にお願いするんですけど、ここではちょっと今、結論まではちょっと見えなかったの、ちょっと改めて確認、充実いただいて確認させていただくっていいことですかね。
1:40:35	はいわかりました、説明検討させていただきます。
1:40:38	はい。7条は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:42	7条は明確。
1:40:45	と。
1:40:47	と思っけてますけど、70を飛ばしていいですかね。多分7条は見えると思っけてますが何か懸念というか何か、
1:40:53	違う意見がありますか。
1:41:01	四国電力重松ですけども7条については懸念ございません
1:41:06	記載の通りでいいかと思っけております。はい、ありがとうございます。で80は元から整理いただいていると、多分当てはまるだと思っけていて、設備を新設します。その設備は防護対象施設なので、
1:41:19	既許可の申請じゃなくて新しい設備を追加する以上説明が必要ですよということですね。
1:41:25	苦情も同じですね苦情は観点が二つあって、1項の要求案、防護対象って意味での要求と、あとは、放射性物質を含む液体が外に漏えいしないようにって要求ですよ。
1:41:39	で、当該設備としては、二つ目の要求、放射性物質を含む液体が外に漏えいしないようにっていう要求については、これは同じですよと、新しいそういう設備を設置するので、申請対象ですよと。
1:41:53	で、一つ目の要求、
1:41:56	その防護対象がどうこうって話については、タンクは防護対象じゃありませんと。ただ、既許可の申請で説明しているのは、既許可の溢水件。
1:42:07	既許可状態での溢水原因についての溢水設計方針について説明をしているもので、今回新しい水源として、タンクを設置する、また加害者側としては、
1:42:17	既許可の申請の範囲内とは言えないので新しく溢水影響評価をして説明をする必要があるんですよ、そういう理解ですけど、火災とすいませんアノイシイまとめちゃいますよなんか理解違いますかね。
1:42:30	小電力モリタですアノ、基本的にその理解で合っけると考えてます。以上です。わかりました。ちょっとあれですね丸の部分についても多分今みたいな説明を書いていた方が、より0度三角の違いが明確になると思うので、
1:42:45	ちょっとその備考の理由の部分については充実化はご検討いただければと思っけてますが、お願いしてもいいでしょうか。
1:42:54	知久電力キムラです。承知いたしました。
1:42:56	はい、ありがとうございます。10条続けてですけども、徐々については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:04	10 条については、
1:43:07	もう、
1:43:08	こそ。
1:43:10	これを、
1:43:11	妄想そもそもですけど、誤操作の防止は、
1:43:17	タンク対象。
1:43:22	すみませんねちょっと十条の、若干確認にも入るんですけど、
1:43:27	10 条で要求しているのは、何の誤操作防止かという、設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じなければならない。
1:43:44	で、今回は設計基準対象施設なので、
1:43:52	誤操作を防止できる設計にはなってんだっけ。それだけですかね。
1:43:56	でもこれって設計基準対象施設で操作を生じるものはすべて対象にしてるっていう理解をしてよかったですよ今までも。
1:44:27	一応確認ですが、規制庁ニシウチです聞こえてますよね。四国電力。
1:44:32	中国電力イノウエすみませんミュートになってます。設計基準対象施設であつたり 2 項目安全施設になりますけど、今回増設するタンクはこれに該当しますのでこれに対する
1:44:45	説明が必要というところで 0 にしてございます。
1:44:50	はい。規制庁西内ですここはちょっと O × 三角という話を湯川どっちかっていうと内容の確認をちょっと合わせてしちやいたいんだ。
1:44:58	そっかそれは後でまとめてちょっと流れでやったほうがいいんですけど。内容の確認は、今もうまとめてやっちゃってもいいんですけど。
1:45:09	四国電力ので、できれば逐条の走路を一通りやってから、各個別の方がいいのかなというふうに考えますが、逐条の整理だけまずやってってそういうことですか今のお話は。そうですねはい。お願いします。1 回飛ばします。はい。
1:45:24	じゃあ次 11 条 11 条も多分七条と一緒にですね、安全避難通路は過去の許可申請でここをこういうふうに設計しますって言って、今回添付図面で置く場所が明確であって、
1:45:35	要はキキョカーの安全避難通路に影響を与えないことが明確であるという理解ですけどよろしいですかね。
1:45:42	四国電力木村です。ご認識の通りです。はい、ありがとうございます。12 条の安全施設、これは火災とか溢水とかと一緒にですね、新しい安全施設、すみません新しい
1:45:53	クラス 3 の施設まだ安全施設等、安全施設に含む、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:58	定義を含まないですけど安全施設に含むとして整理をしている、設備を新しく置くので、0 ですってそういうことですね。
1:46:08	四国電力木村です。ご認識の通りです。
1:46:11	はい。それに対して設計をしなきゃいけないのでってそういうことですねわかりました後で。
1:46:19	ちょっとしばらく飛ばしますね 26 条まで飛ばして、
1:46:23	27
1:46:25	27 分 28 はちょっとあれですね別の観点での話なので、ちょっと逐条の具体的な確認の中で進めさせていただく形でよろしいでしょうか。
1:46:37	はい。四国電力木村です。承知いたしました。
1:46:40	はい。西郷最後ですかね。29 条。
1:46:43	29 条、ワー、
1:46:47	これはちょっとどう説明できるのかっていうところは、ちょっと多分実際の過去の申請書テンパチとかでどこまで何をどう説明しているのか。
1:46:58	に結構寄ってくると思うので、ちょっとご確認をいただいて、その観点で再度ご説明をいただくということをお願いしてもいいですか。
1:47:08	今要は次のページで影響評価とかの話をしていただけてますけど、
1:47:12	これ結局だから補足レベルで、要は今回補足で初めて説明いただく内容だったら、これはまさに説明いただくっていうことだと思うんですよね、今回。
1:47:23	施工努力もします。当初の設置許可申請の、
1:47:28	チェックテンパチではない安全審査メモという形で、こういったものを線源としますと、
1:47:33	これに対して、線量評価してなんぼですと、そういうふうに説明しております。それを若干わかりやすく書き起こしたのが今回の別紙になります。以上です。
1:47:45	規制庁西内ですすいません私規制庁プロパーなので、ちょっとあまり過去の実績、今後細かい部分まで把握できると、難しいんですけど、安全審査メモって何でしょうか。
1:47:57	補足説明資料まとめ資料の位置付けと思えばいいんでしょうかね申請書ではないと思っていいですか。
1:48:03	し考慮しました。ご認識の通り申請書ではございません補足説明資料になろうかと思えます。以上です。
1:48:10	はい。規制庁西内です。
1:48:13	ちょっと先ほどの整理を踏まえてですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:17	やっぱりその過去の申請者テンパチ能設計方針ってところで、どこまで明確なのかっていうところによってくるのかなあという理解を今していますのでちょっとその観点で再度ご説明をいただくということでよろしいですか。
1:48:37	実行力を示す検討いたします。
1:48:42	はい。そもそもだからこの敷地境界の
1:48:46	主、敷地境界の
1:48:51	線量、その種周辺環境の防護。
1:48:54	という観点でそもそも本文、
1:48:57	あとテンパチ。
1:48:58	まあ、研究も含めてですかね。で、どう説明してるかですよ。どういうふうに適合性を説明しているのか。
1:49:05	がまずある話ですよ。
1:49:09	その説明の中で、
1:49:13	例えば、
1:49:14	建屋のものはもう評価対象でそもそもないんですとかですね、建屋の中に入ってる、またさっきの津波と一緒にですよ。
1:49:24	衛藤。
1:49:26	津波、建屋の中、建屋がもう津波から防護できていて、守れている設計方針を明確であるっていう言い方、例えば建屋の中に入っていれば、そもそも敷地境界への影響はないとかですね。
1:49:38	そういう説明が過去あれば何か津波とかと同じような位置付けになるのかなという気はするんですけど。
1:49:43	そういう話ではなくて、建屋のものについても一応評価はしていると。ただ影響は軽微だけだねっていう説明であればそれは今回もやっぱり同じことを説明いただくんじゃないかなっていう気はしていますと。
1:49:55	ちょっとその過去のまずどう説明しているのかっていうのをしっかり四国電力の方でもご認識いただいてご説明いただく必要があるのかなと思ってますけど。
1:50:03	認識合ってますでしょうか。
1:50:07	小出ミシマ様認識の通りかと思えます
1:50:10	設置許可テンパチではですね 50mSvを超えないように設計するとか書いておりませんで、具体的なその宣言制定については、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:21	審査資料の中で、こういうものを線源として、こういう対象外とこれも宣言した場合になんぼですと、十分 50 マイクロ満足してますとそういった説明になってございます。以上です。
1:50:34	規制庁西内です。やっぱりちょっと津波とは若干位置付け違うかなと感じていてですね、やっぱり新しい線源を置くってということだと思んですが今回の申請は、
1:50:44	そのときの考え方かなあと思っていて、
1:50:49	ちょっと今の話を聞く限りちょっと三角なのかなというところはここはちょっと、あまり事実確認がしきれなかったなあという感覚ですので、先ほど私がお話したような理解のメルクマールでいいのであれば、
1:51:02	四国電力としても同じイメージなのであればイメージに沿って丸か三角かまずはお考えいただいてご説明いただければ結構なんですけどもよろしいでしょうか。
1:51:14	知久お願いします。確認いたします。
1:51:19	はい。
1:51:20	一応これで一通りだからある程度イメージは合っていて、
1:51:26	29 条とあと 27 条はちょっとこの後の個別の確認次第ですけど、
1:51:31	それ以外のところは概ね合っているのかなとちょっとすいません地盤については、
1:51:38	既許可でどういう設計方針を説明していて、そこにどう影響、またその範囲なんですっていう説明ができるのかっていうのはちょっとご説明を改めてしていただいてもいいですか。
1:51:49	結局ここって接地圧、まだ建屋としての接地圧っていうことで見ているってことなのかなと思うんですけどその時の自重の設定とかも含めてどういう設定になってるかっていうそういうところなのかなというふうに理解をしているんですけども。
1:52:11	四国電力の村上でございます。3 条につきましては本文側で、設置許可基準規則のオウム返しといたしまして耐震重要施設は、
1:52:22	十分な支持力を有する地盤に設置するというふうには書いてございます。それを受けてのテンパチでございますが、テンパチの方で、す。
1:52:32	建物構築物については耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合にも、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置すると。
1:52:43	いう記載にしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:45	施設せ、機器配管系につきましては建物や構築物を介して設置いたしますので、テンパチの方で、建物構築物はちゃんと十分な、
1:52:58	支持力がある地盤に設置しますよというふうに記載をしてございますので、
1:53:03	ちょっと修文が必要かとは思いますが、
1:53:08	建物構築物の中にあるというところで3条は、既許可の内容で説明ができてるのかなというふうに考えてございます。以上です。
1:53:22	はい。規制庁西内です。わかり、割とスムーズに頭に入ってきましたまず、
1:53:29	おそらくですけど具体的なパテその自重の設定とかまでは、テンパチには書かれてないって理解でよろしいですかねちょっと私今当該部分読めてないんですけども。
1:53:42	中国電力の村上でございますご理解の通りでございます。規制庁西内です承知しました。だからテンパチとかに含めて建屋として、
1:53:53	十分な支持厚を有する設計にしているっていうことはその説明をいただいているので、そういう意味ではその建屋の中に設置するので、影響は明確な部分だと理解していますってそういう説明ですね。
1:54:04	で、ちょっとお願いしたいのは、ちょっと今回の補足説明でまずその理由を説明いただくとおっしゃっているんで、ちょっとそのテンパチに書いてないようなことで補足いただくべき事項例えば今の自重設定ですよ。
1:54:15	例えば、今回のタンクの自重を加えたとしてもとかそういう話なのかよくわからないんですけどそこら辺のちょっと、
1:54:22	まさに補足くうできるようなことは補足説明の方に記載をお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。
1:54:30	四国電力の村上でございます。記載の方法について検討させていただきます。
1:54:36	はい。規制庁西内です承知しました30も含めて三角っていう方向性で多分今の状況として理解しました。ちょっと具体的な内容をまた改めて、ここの部分の記載を確認した上で事実確認進めさせていただきます。
1:54:50	やっぱりそうするとあれですね29条の部分だけはちょっと不透明で、やっぱり29条だけはほかと違ってその建屋の中に置くからとかそういう説明がそもそもなくて、
1:55:00	やっぱり線源単位で評価をしているようにしか聞こえないんですよ。そうするとやっぱり今回も説明をいただく必要があるんじゃないかということ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	にしかならないと思いますので、ちょっとその観点でせ、後、まずはご説明をしっかりといただきたいと思っています。
1:55:14	よろしいでしょうか。
1:55:22	ショウジュミシマし了解いたしました。
1:55:24	はい。衛藤。
1:55:26	そうすると、ちょっと最初津波でつまずいちゃいましたけど、結果してある程度イメージは合ってきたのかなあという感覚はしています。
1:55:34	で、
1:55:37	今の話を踏まえてちょっとまず、8 ページ目以降の、
1:55:42	その 9 ページ目以降の審査対象条文の整理の話はちょっとまた整理をいただきたいんですけども、
1:55:53	多分こんないろいろな書く必要は多分もうなくて、
1:55:58	もうこのフローズーツとあと丸×三角の凡例くらいなのかなあと思うんですけど。
1:56:04	結局このフロー上で、
1:56:08	考え方説明をいただいて、0 になったら、
1:56:12	だからESSだったらマル、イエスノーだったら三角。
1:56:16	ノーだったらそもそもバツってということだと思うので、そもそもですけど 12 ページ目以降の表でイエスノーで書かなくても、
1:56:24	0 だったらESSだし、三角だったらイエスノーだし、バツだったらノーだしいというのが明確なので、そもそも 12 ページの表も多分、
1:56:34	分類だけ変えてもらえばもう明確なのかなという気もしますし、ちょっとシンプルに、ちょっとここはまとめていただくことを意識していただいてもいいでしょうか。
1:56:42	結局この判断フローのところも含めてここは多分シンプルに書いておかないと、
1:56:47	逆に今後判断に迷ってきってしまうと思いますので、
1:56:52	お願いしてもよろしいですか。
1:56:56	電力の木村です。衛藤え一つとですね分類だけ残すという形ではい。記載を見直させていただきます。
1:57:04	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:57:10	各逐条の確認に進む形でよろしいでしょうか。
1:57:17	通しません。規制庁側から他に何かありますか。
1:57:23	規制庁仲です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:25	ちよつとこら辺のですね関係する条文をどうするかっていうところはちよつとうちの中でいろいろ議論はあって先ほど西内の説明のような感じで、
1:57:35	少し考えつつですね、ちよつと私の個人的なところで言えばですね
1:57:42	許可自体は位置と構造、これについて許可条文に適合してるかどうか、それを確認することかなと。
1:57:54	考えていてですね、今回の例で言えば
1:57:58	新たに機器をですね、新たな位置に設置すると。
1:58:05	いうことであればですね、
1:58:07	本来であればですねそれぞれ、
1:58:10	もう1の妥当性なりその構造の妥当性、
1:58:14	こういうものをですね、
1:58:18	確認したいところではあるんです。で、
1:58:22	今の申請書上読めないのであればそれは、
1:58:25	それぞれの例えばその津波なりですね、その外部衝撃であれば、新しく
1:58:33	設置した位置に置いて、大丈夫なんですかねと。
1:58:37	聞きたくなるわけですねこちらの立場としては、
1:58:41	いやそれは何かよくわからないようであればもう介護できちゃうっていうところも、究極的にはあるんですけど、ただ、ただそこまでは、
1:58:51	今の段階では、至っていないんですが、
1:58:57	それぞれの条文についてどうなのかって我々はもう、逆にですね。
1:59:03	どうどう審査か示唆したのかと。
1:59:05	いうところを問われるところもあってですねそこはしっかり確認したいというのが基本的な方針なんですただまあ、
1:59:12	やり方としてですね、先ほどの少しうちからも考えを少し、
1:59:19	こういう考えなのかどうかというところで発言はしましたけれど、
1:59:25	過去に、
1:59:26	各新規制基準なりの許可においてですね、確認された範囲と、
1:59:33	今回の申請の、
1:59:35	書の内容、これは本文なり添付、
1:59:39	こういったものを比較してですね。
1:59:42	今回の申請書本文、例えば先ほど例として建屋が出ましたけれど、
1:59:48	建屋内に守れる、建屋内のものについてはすべてもう守れる設計とすると。
1:59:54	過去の新規制基準で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:57	審査をされていて、
1:59:59	今回の申請書として見た場合に、設備、設置される位置が建屋の中であればですね、
2:00:07	それはそれで過去の審査の範囲内で、そこは判断できるので、明らかに審査として改めて見る必要はないと。
2:00:18	そういう判断はできるのかなと。
2:00:20	いうふうには、
2:00:21	そこはそこでそういう整理はあるのかなというふうには考えています。
2:00:27	で、
2:00:28	そういうストーリーが書けるものについてはですね別に無理に津0にする必要はないと思うんですが、
2:00:35	そこは先ほどの御社のですね本質的に、
2:00:39	意味のあるものとかなしとかですね、影響が少ないとか多いとかですね、多分そうそういう言い方で返されると。
2:00:48	じゃあそれ具体的にどこが境界になるんですかという、新たな
2:00:53	議論に発展する。
2:00:56	ことがあって場合によって会合レベルでそういうことをすると。
2:01:00	審査上ずっと続くようなことになってしまうと。
2:01:03	いうところがあるので、ある程度、先ほどのですね過去の
2:01:09	許可申請、
2:01:10	今回の
2:01:14	申請書、これを比較した上でですね、できるだけその
2:01:20	合理的に
2:01:22	判断としてですね、審査する必要が、審査対象として抽出する必要がないというところの理由はですねちょっとしっかり考えていただきたいなど。
2:01:31	いうふうには、
2:01:33	思ってます。とりあえず以上です。
2:01:44	四国電力木村です。
2:01:47	ご指摘いただいたところは承知いたしましたのでこの辺りの整理の関係と四方というところの記載を見直させていただきたいと思います。
2:01:58	はい、支局長西尾。
2:02:00	すいませんどうぞ。すいません。四国電力伊原です。
2:02:04	ちょっと我々の方から本質的な変更とかがあっていうちょっと不確かな言葉で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:09	話をしてしまったんですけども、先ほど規制庁さんの方で整理いただいたように許可の範囲の設計方針で説明されるかどうかと、というようなところを軸にご確認いただくようにご説明するように、
2:02:24	するのがいいというところは、
2:02:27	私の方でもはい。
2:02:31	その方が良いかというふうに考え整理できたところでございます。これからのちょっと資料の見直しの方向性というか、
2:02:39	どう説明するかということなんですけれども例えば六条で言いますと、
2:02:44	この方針でいくと、今現状三角のところ、
2:02:48	改めて審査をする必要がないというところを、既許可の
2:02:53	申請書の本文ないし添付の記載事項でもって、どれだけ適合性を確認できるかという、
2:02:59	ふうに説明を充実することに、
2:03:02	する方向で修正をするというところだと思うんですけども、
2:03:08	ただ、基本設計方針レベルの記載程度というところもあって、なかなか
2:03:14	明確にまで言い切れないようなところもあるかなと思ってます。そういうものに関しては、
2:03:22	既許可をいただいた時点での、
2:03:24	その基本設計方針に対して、具体的にはこういうことですよというふうに説明した審査資料。
2:03:30	ありますので、必要に応じてそういった審査資料を引用して改めて説明すると。
2:03:37	いう。
2:03:38	対応の方向も、
2:03:41	できればいいかなと思ってんですけども、
2:03:44	こうした対応はいかがでしょうか。
2:03:47	規制庁仲です。今審査資料っていうキーワードが出たんですけど、あくまでも今回の申請書本文なり添付、
2:03:57	の中での、
2:03:59	比較ということで、ある程度読めます読み方はこうですよというための開始解釈の審査資料はOKなんですけど、
2:04:10	結局、
2:04:11	そこが何か究極的にまたですね本質的には実はこうなんです。
2:04:17	大したことないんですみたいな補足説明資料で判断っていうのはそれはなしだと思っていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:23	多分、基本的にその審査資料、審査資料ってのはあくまで補足本部の補足という位置付けであってですね。
2:04:30	添付では全く読めないの、それは補足解釈ではなくですね補足として、必要ないことを説明してもらいますって言った瞬間それはもう審査の範囲内の間と、
2:04:43	いうふうに思ってますんで、
2:04:45	若干ちょっとそういう意識ですね少し検討いただければいいのかなというふうには考えてます。以上です。
2:04:58	わかります。四国電力江原です。わかりました。まずはいい。申請書の範囲内で、
2:05:05	ご説明を検討したいと思います。以上です。
2:05:15	規制庁西内ですけど、
2:05:18	というかあれですよ、本来的に補足説明資料でしか。
2:05:24	説明できない適合性なんかはないはずであって、
2:05:28	そもそも本文テンパチに紐づくものとか補厳密に言うと本文だけまず適合性のパーツを説明し切れるはずなので、
2:05:38	補足 2 しか書いてないような参考の記載は、まずもって絶対に対象外だと思しますので、
2:05:45	そういう意味で、審査資料に頼るっていうのは絶対ないのかなと思います。
2:05:51	あくまで本文テンパチから組み立てられる整理じゃない限りは違うっていうことだと思います。
2:05:58	さっきの話だと、地盤に関しては本文には、施設単位で守りますって書いていて、その具体的な設計方針としてテンパチに建屋でまず接地圧をやりますって書いてるわけですよ。
2:06:09	そういう組み立てでだんだんブレイクダウンしていくわけでそのテンパチまでの記載は、まだわかるんですけど、本部がちゃんと終えていってですよ。
2:06:17	やっぱりその本文テンパチっていうのが、適合性の話にしかないと思いますので、
2:06:24	そこから組み立てていくということかなと理解はしています。
2:06:28	はい。で、その上でちょっと少しかだけお待ちいただいてもいいですか。今まずここまではよろしいですね四国電力蒲生。
2:06:37	四国電力井原です。了解です。はい、少々お待ちください。
2:06:47	衛藤規制庁ニシウチです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:50	江藤。まず、許可としての、今回変更許可としての考え方は、ある程度共通認識取れたのかなあとということで、ちょっとまだ細かい部分事実確認しきれなかった部分今日ありますのでそこについては資料充実充実いただいて、
2:07:04	ご説明をいただければと思います。で、
2:07:08	この話はおそらく、
2:07:10	今後少なくとも許可申請いただく時には同じ考え方で今後は多分持ってきていただくのかなと思いますし、交通計画の方に関しても、
2:07:22	工事計画はちょっと許可とは違って独立した工事、工事行為に対しての許認認可処分になりますので、ちょっと関係性は違うものと言いつつ新基準で基本設計方針っていうものが、
2:07:36	工認の本文事項として登録されて、
2:07:39	基本設計方針の変更も、
2:07:42	工事としてみなすという話があるので、そういう意味では工事計画も変更前変更後がある前の変更の工事としてはあるものなので、
2:07:52	そういう意味では工認もおそらく同じような考え方で整理をするということなのかなと思いましたが、そこも含めて今後申請いただく時には明確に考え方を示していただければと思いますので、よろしくお願いします。
2:08:07	今の点も含めてよろしいですか。
2:08:15	保険料キムラです。はい。
2:08:17	ここにも含めて条文の整理の、今後出すものに関して統一的に出すというところでは承知しましたので、
2:08:25	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
2:08:28	じゃあ、すみませんコメント回答とあとは逐条の確認に行きたいんですけども、
2:08:34	まず工事概要の関係のコメント回答からですかね。
2:08:46	職人の木村です。そうしましたら、工事概要に関係するところということで、
2:08:56	コメントリストをでいきますと、
2:09:02	ナンバー21-1と、22-1と23-1、がまが該当することになるかと思っております。
2:09:15	22-1につきましては先ほどの条文整理の考え方のということになりますので先ほどご説明させていただいて、
2:09:22	ところになるかと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:27	あと 23-1 につきましては先ほどのご説明させていただいた中で、申請範囲はどこまでかと、申請は、範囲がどこまでかというところの中で今回、
2:09:42	タンクの増設が対象になるというところをご説明させていただきましたので、その中にご説明させていただいたものとなるかなというふうに考えてございます。
2:09:56	残り 21 位の 1 の遮へい器の点検については、今回補足説明資料の方に記載をちょっと書かせていただいておりますので、そちらについて、
2:10:12	ご説明をさせていただこうと。
2:10:14	思っております。
2:10:17	該当のページ、としましては、資料 2 の、
2:10:22	通しページの 17 ページのところ、
2:10:26	に類似構造と類似環境というところの補足を今回追記させていただいております。
2:10:37	類似構造をというところの考え方としましては、
2:10:43	※1 というところで書かせていただいておりますけれども同じ材料を用いて建設された鉄筋コンクリート構造、
2:10:50	であるというところと、真壁暑うの違いはあるというところなんですけれども、
2:10:57	コンクリートの経年劣化というところは、コンクリート表面からの外的要因による影響を受けて表面から劣化の兆候があらわれ、
2:11:05	壁厚により劣化要件が、劣化要因が異なることはないというところで、
2:11:13	タンク AB 間の真壁の代表として、通路側の遮へい器の構造の観点としては
2:11:24	通路側の遮へい費を代表とすることで問題ないと考えているというところを記載してございます。
2:11:31	また、類似環境につきましては、通路側の壁とタンク AB 質感等の真壁については、
2:11:43	外気の流通を管理され統一がオクない環境にあるというところで類似環境というふうに考えてございます。
2:11:50	放射線のエンキュー影響というところにつきましては、
2:11:53	もちろん記載しておりますのが、塩見次長坂久野ガンマ線量。
2:11:59	約 40 グレイパーアワー。これをろん仮に 60 年運転したとすると、
2:12:05	2×17 条、
2:12:07	グレー、2×10-9 乗ら事案を考慮しても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:12	有意な強度劣化を引き起こすものではないというところで類似環境とすることに対して影響するものではないというふうに考えてございます。
2:12:21	図の 4、も添付させていただいておりますけれども、
2:12:30	こちらの図がコンクリートの強度と、照射されたガンバ線量のグラフを記載している。
2:12:40	ものでございますけれども、コンクリート強度を飲ま劣化が見られるのが、
2:12:47	10-10 条を、
2:12:52	より上の線量をが相殺されてくると、劣化というところが見えてくるんですけど、
2:13:01	それより 60 年運転をしても、今回の
2:13:07	丹下主幹の真壁というところは、
2:13:09	それより線量が低いというところになりますので、強度上、強度の間、部、類似関係というところでも、
2:13:18	放射線量というところは影響するものではないというところの説明をさせていただいております。こちらのコメントリストに対する説明は以上になります。
2:13:31	はい。規制庁西内です。
2:13:37	まずここまでですけど、
2:13:40	ちょっと申請範囲の話、23-1 の部分ですけど、
2:13:45	ちょっと確認なんですけど、
2:13:49	パンクが申請なんですってのは明確で、
2:13:53	あと遮へいキーとか、
2:13:56	遮へいキーですよね主に、
2:13:59	結局遮へい器は、30 条で今の現状 30 条のところ、
2:14:07	放射線業務従事者、
2:14:09	を防護するために再編を受けますという設計方針を立ててもらっていて、これは
2:14:15	いわゆる設計基準対象施設と思って理解していいんですね 30 条設備として、
2:14:30	これはどう理解すればいいんですたっけ。
2:14:36	当申請た
2:14:38	食小長電力の木村です。申請対象としましては、本部の方でような容量を変更して

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:14:47	ございますけれどもそのために必要なタンクの増設するタンクってところが、申請の対象というふうに考えてございます。で、
2:14:56	遮へい機につきましては、30条への適合を説明する上で、必要な設備というところで、
2:15:08	補足説明資料の中では、今、説明をさせていただいてございますけれども、範囲、申請する範囲としてはタンクが対象になろうかというふうに考えてございます。
2:15:27	規制庁西内ですけど。
2:15:35	申請範囲っていうのは、
2:15:39	はい、はいっていうと何かちょっと公認キックでちょっとあれなんですけど、
2:15:43	端的に言うとあれですね本文の変更内容だけですよね要はへ申請内容っていうのは、
2:15:53	四国電力のキムラですはい、衛藤おっしゃる通りかと思っております。
2:15:57	で、規制庁ニシウチですけど本文上はタンクの数の変更っていうことをしています。
2:16:03	と、
2:16:05	だからまず本文上の変更範囲は、タンクですよ。ただあれですよもう1回聞きますけど、遮へい器は30条の適合性に必要な設備であって、
2:16:16	設計基準対象施設と思えばいいんです。
2:16:55	ごめんなさい、このため確認ですけど、聞こえてますか規制庁ニシウチですけど。
2:17:02	四国電力の木村です都市失礼しました
2:17:07	今回設置する壁につきましては補助遮へいというところになってきますので
2:17:14	設計基準対象施設の一部になろうかというふうに考えてございます。
2:17:20	はい。江藤規制庁に周知です。そうしたときに、
2:17:26	その設計基準対象施設、要は閑空の変更本部にするわけですよ。
2:17:33	その丹空に対して説明をテンプレする。
2:17:40	そのタンクを30条で守るために遮へい器を置きます設計基準対象施設としておきます。
2:17:48	て言ったときに、じゃあその遮へい器に対しての適合性を説明する必要はないっていう普通アノ添付には書かないとそういうことですか。
2:18:16	うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:22	色電力のキムラです。
2:18:25	お出ししている申請書上ですと衛藤、もともと図面、
2:18:31	配置図等をもともと設置許可の申請書についてましてそちらのそちらが変更になるというところで図面は、
2:18:43	変更する、するものとして図、添付してお出ししております。
2:19:02	エーットー
2:19:05	規制庁ニシウチです。
2:19:08	一旦わかりました。はい。ちょっと事実関係確認してまたねこれは確認させていただきます。
2:19:16	はい。一旦ここまでですけど規制庁側から何か追加で確認ありますかよろしいですか。
2:19:21	はい。
2:19:23	じゃちょっと続けていきたいんですけど、ちょっと無尽蔵に今日ずっとやるかっていうわけにもいかないの、ちょっと逐条優先順位をつけて対応したいんですけど。
2:19:38	そういう意味では、逐条としてちょっと確認主にしたいのは、27条28条関係の整理の部分、
2:19:47	ちょっと今日まず最低限そこだけはさせていただいて、
2:19:52	きたいなあと思ってますけど、よろしいですか。
2:19:58	具体的にコメント、逐条で言うと2728のところ、
2:20:04	コメント回答の部分でいうと、26-1。
2:20:11	27-1。
2:20:13	27-2。
2:20:20	34-1。
2:20:24	36
2:20:27	38。こころ辺について今日やりとりできればなと思いますけどいかがでしょうか。
2:20:40	四国電力の木村です。28、
2:20:44	廃棄施設、
2:20:46	に係るところに関するコメントリストの確認というところをまず今日を実施するということです。あと承知いたしました。
2:20:58	はい。
2:21:00	そこでさせていただければと思うんですけど、ちょっとまず、27条と28条の関係性について確認をしたいんですけど。
2:21:14	その観点でいうと、コメントリストとしては、うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:23	何、何番でしたっけすみません
2:21:26	ニジュウサン 16 のコメントリストですかね対応するのは、
2:21:36	廃止高電力です今いただきましたコメント 36 になろうかと思えますよろしければ、説明させていただければと思います。はい。よろしくお願いします。
2:21:48	はい。そうしましたコメント 36 についてですけれどもこちらの方ですね施設の分類について補足説明資料に追記してございます。詳しくは資料 2 の通し番号 139、140 ページの方をお願いいたします。
2:22:06	139 ページのところにつきましては施設の分類という項目をつけましたという表紙になります。
2:22:13	続いて 140 ページのところでは位置付けというものをまとめさせていただきました。ちょっと読み上げさせていただきますけれども、今回増設します使用済み樹脂貯蔵タンクですねこちらにつきましては、
2:22:26	樹脂の放射性物質を減衰させるために貯蔵するタンクということで、貯蔵施設、放射性廃棄物の貯蔵施設に該当するという整理でございます。
2:22:36	将来処理をする後、こちらのタンクから使用済み樹脂を取り出して処理を行う場合、系統的に繋がっているという前提で行った場合におきましてもですね、
2:22:48	当該タンクにつきましては、目的といたしましては使用済み樹脂の貯蔵というものを目的とした施設とござとなります。当間処理するために一時的にため、バッファーとしてためておく必要があるとかそういう。
2:23:03	目的に変わるものではなくって、使用済み樹脂を減衰させるために貯蔵するという目的の施設となります。
2:23:11	固体廃棄物で言いますと、廃棄物の粉碎とか圧縮とか焼却とか固型化等の処理を行う設備には該当しませんので、こちらの絵のちょうど施設という位置付けは、もし将来し、処理を開始した場合におきましても、
2:23:29	変わらないというふうに考えてございます。以上になります。
2:23:35	規制庁西内です。すいません少しお待ちいただいでいいですか。
2:24:04	規制庁西内ですお待たせしました。
2:24:09	と、うん。
2:24:11	ちょっと許可の、
2:24:12	許可上でどういうふうに記載されてるかも含めてちょっと確認をしていきたいんですけど。
2:24:19	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:25	点。
2:24:26	小本部本文って本文か本文の第 21 図テンパチの第 7.1. 1.1 図ですけど、放射線廃棄物の廃棄系統施設系統II
2:24:38	こちらで今見れますでしょうか。
2:24:46	はい。確認しております。お願いします。はい。規制庁西内です。今使用済み樹脂貯蔵タンクっていうものから、ドラム詰め装置ってなって、
2:24:58	雑この焼却設備後は最後、
2:25:01	固体廃棄物ちょうどこうっていう流れが書いてるんですけど、
2:25:06	ここで言ってるドラム詰め装置とか雑この焼却とか床貯蔵庫っていうのはこれは樹脂を総受振の処理として書いてる系統なんでしたっけ。
2:25:17	四国電力の井手郷でございます。ドラム詰め装置につきましては、樹脂の処理を想定して書いてるラインになります。で、焼却炉の方はですね、ドラム詰め装置から焼却炉の方に行くラインはございませんで、
2:25:32	当社の場合は樹脂を焼却するということは、考えてございませんでフローの方には入ってございません。処理の仕方としましてはドラム詰めしたものを貯蔵庫に持っていくというラインを記載させていただいております。以上です。
2:25:49	規制庁ニシウチあ、失礼しましたちょっと見間違えてましたので、
2:25:53	実際に今ドラム詰め装置は設置しているんですけど。
2:25:58	ちょうどタンクから系統として、
2:26:03	今、設置してないってお話でしたっけ。
2:26:06	四国電力の井手でございます。ドラム詰め装置自体はですね、設置してございますこれ樹脂の処理といいますか他の廃液とかの処理にもつか 2 使ってございまして、
2:26:18	装置のほうは設置してございます。実際に樹脂貯蔵タンクの方から、ドラム詰め装置に繋がる配管についてどこまで設置しているかといいますと、完全に第 2 回松永、
2:26:33	てる状態ではないというのが今の実情でございます。以上です。
2:26:38	はい。規制庁西内です。
2:26:43	許可庁は、今本文上は、
2:26:49	そこはどう表現されてるかという、これはあくまでライセンス上の話としてですね自体がちょっと理解した上でなんですけど、
2:26:59	ライセンス上は、
2:27:02	樹脂をドラム詰めするっていうことで書いて辞書ドラム詰めして最後貯蔵庫に行くっていうことで書いてるんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:11	書いてるって理解すればいいんですかね。
2:27:14	はい。四国電力の井出でございます。設置許可の本文につきましては冬季間本の 356 ページになるんですけれども、ドラム詰めドラム缶等に封入した場合は固体廃棄物、
2:27:27	貯蔵庫に貯蔵保管するという記載にしております。以上です。
2:27:36	規制庁西内です。今ちょっとページ数多分違うもの見てるかもしれないんですけど項目としてはどこの項目ですかね、ロープですか。南郷の話でしょ。はい。
2:27:48	四国電力でございます。徒労の放射性廃棄物の廃棄に関する事項の 99595。
2:27:58	はいそうです。はい。
2:28:00	9 個。
2:28:01	あ、そうですねはい。ろうじゃなくて本部 9 号の口って理解でよかったですね。
2:28:07	すいません。本文 5 号です午後ですか。
2:28:13	本番後号炉ですか。
2:28:16	はい、本文 5 号の口ウです。社長賞を間違えてもいいですか。
2:28:24	休暇本文 5 号の口、
2:28:29	なんか。
2:28:34	すいません失礼いたしました。本文 9 号でございます。そうですね。はい。はい。本文 9 号の労ですね。はい。
2:28:42	はい。ここの法政固体廃棄物の保管管理ってところですね。
2:28:48	(4)オクタイ廃棄物保管管理。
2:28:51	はいそうでございます。
2:28:54	ここで、
2:28:56	使用済み樹脂は貯蔵して、
2:28:58	放射能の減衰を図るが、
2:29:01	ドラム缶等に封入した場合は貯蔵保管するとだからここでもまず、
2:29:07	貯蔵タンクに貯蔵、長期間は貯蔵して減衰を図る旨はしっかり書いていて、だから貯蔵施設として考えてますってそういうことですか。
2:29:17	はい。四国電力でその理解になります。本文 5 号の方のイロハ二歩兵等のと、今度放射性廃棄物の廃棄施設の構造設備の方でいうと、
2:29:31	そこまで同じ趣旨はあまり書かれてないんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:35	四国電力の井手でございます。本文の後、その時になりますと、樹脂は放射能減衰させた後、固型化材とともにドラム詰めも可能なようにすると。
2:29:47	いうふうに記載させていただいております。以上です。伊勢さん、ニシウチですわかりましただからまずこの放射性廃棄物の廃棄設備っていう項目会議施設っていう項目の中で、
2:29:58	処理施設と貯蔵施設両方いろいろまとめて書いていてと。
2:30:02	その中で貯蔵するものについては貯蔵っていうワードもそうですしあとは減衰とかそこら辺の期待する機能も含めてしっかり書いていて、だから貯蔵機能として考えてますってそういうことですか。
2:30:15	はい。四国電力井出でございますおっしゃる通りです。以上です。規制庁に周知です。まずまずですね、今説明いただいた内容はこの補足説明資料からも読み取れなくてですね。
2:30:28	務めくださいね。
2:30:30	ページ、
2:30:35	140 ページの多分この 2 段落ぐらいだとあんまりよくやっぱ理解ができなくて、ただやっぱり系統図を示していただき、この本許可本文上のですよね。
2:30:45	系統で示していただきながらこの部分については本文のこの記載にこう書いてるようになってこういう考え方のものなので、その機能として考えますってそういう流れで説明いただければ何かある程度理解はできるのかなと思うんですけども。
2:30:57	ちょっとまだ記載の充実をお願いしてもいいですか。
2:31:00	四国電力の井手でございます。はい。色彩の方見直しいたします。以上です。
2:31:06	はい。規制庁西内ですわかりました。その上でなんですけど。
2:31:12	液体放射性廃棄物っていう観点でちょっと確認をしたいんですけど。
2:31:19	タンクについては、今回のタンクについては、結局水もう埋葬する関係でまず入ってきますよねと。
2:31:27	遮へい設計のタイミングではまず湖使っている状態、要は水を遮へい水の遮へい機能というのを期待した上で遮へい計算をしているという理解してるんですけど。
2:31:39	まず、実ずーで常に満たされていてそういう管理状態管理をしているってそういう理解でいいんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:49	四国電力の井手でございます。はい。樹脂の方は常に水の中につけた状態で貯蔵すると、答え、この状態で、タンクの中に入れるものではございません。以上です。
2:32:01	はい。規制庁西内ですそうするとそうするとというか、それはそういうふうに管理をしている要は遮へいの観点でそういう管理をしていると思えばいいんですかね、遮へい以外の観点での管理であるんですけど。
2:32:22	それともそもそも管理するようなものではなくて、
2:32:26	単純に移送途中まで水で移動、移送する関係もあってそもそも完全なドライ環境になるものじゃないので、別に管理をしてないっていうそういうだけなのかという説明が正しいのでしょうか。
2:32:51	表現節項におきまして所長お時間いただきます。
2:32:55	はい。であればちょっと飛ばしてちょっと後、別途ご回答いただければと思いますので、まずその水をどういう目的で管理しているのかもしくは管理していないのかというのは別途お答えをいただきたいんですけども、
2:33:09	まず、水はあるっていう状態だと理解していますとで、その上で、その水は液体放射線廃棄物として扱ってるのでしょうか。
2:33:19	四国電力の井手でございます。
2:33:22	樹脂を貯蔵しております水につきましては、固体状の廃棄物の樹脂を昆が混入した水ではございますけれども、水自体は放射性気体廃棄物という廃液状態ではなくて、
2:33:36	系統の中の水と同じような位置付けであると考えております。以上です。
2:33:42	規制庁西内です承知しました。そうすると、最終的にはこの水はどうなるんですかね。
2:33:51	そうかそもそもだから今ははい。処理ラインがそもそもないからそのタイミングでちょっといろいろそういう観点でも考えなきゃいけないですねそういうことですか。
2:34:01	四国電力の井手でございます。はい。まずタンクの水というのは、タンクの中にあるんですけども、仮にですとねこのタンクからドレンをして床に流すとかそういうのが、将来、あたりとかした地点で廃液という、
2:34:15	放射性廃棄物というふうな形になるかと思っておりますタンクの中にある時点では、まだ高放射性固体廃棄物がまざった水という位置付けとを考えてございます。以上です。
2:34:32	規制庁西内ですわかりました。そうすると、例えば九条の溢水のところでいうと2項で放射性物質を含む液体、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:41	っていうワードが出てきますけど、
2:34:43	これには該当するわけですね。
2:34:46	ただ放射性液体廃棄物ではまだないってそういうことですか。
2:34:50	儘田というか、そういう扱いではないってそういうことですか。
2:34:54	四国電力の由井でございます。はいおっしゃる通り系統の水ですので放射性物質は含みますので、放射性物質は含む水となります。ただし、放射性液体廃棄物ではないという位置付けになります。以上です。
2:35:12	はい。規制庁西内ですわかりました。
2:35:15	ちょっと流れで確認進めたいんですけど、そうしたときにですね、今度改めてですけども、
2:35:22	コメントリストの回答でもらっている、うん。
2:35:30	漏えい検知関係ですね 28 条の逐条の記載の部分ですけども、
2:35:37	この一つ前資料 2 でいうと 138 ページですかね。
2:35:48	138 ページのところ、使用済み樹脂貯蔵タンクについては、北井市長の放射性廃棄物を取り扱う設備として、って書いてあるんですけどこれは正しい説明ですか。
2:36:01	ここには該当するんですか。
2:36:04	四国電力の井手でございます。はい。液体状の放射性廃棄物には該当すると考えております。その考え方につきましては、設置許可基準規則の解釈になるんですけども、
2:36:16	設置許可基準規則の 27 条の解釈の方に、液体状の放射性廃棄物とはという定義を書きいただいております。こちらの方に液体状の放射性廃棄物は、
2:36:29	液体状の廃棄物及び及びですね、液体にスラッチ等の答えが混在する状態のものをいうということで今回のタンクの中の水といいますのは、液体にスラジ等のスラジ等が受振るんですけども、樹脂の答えが混入している状態のもので、液体状の補アノ、
2:36:50	放射性廃棄物というふうに考えてございます。放射性廃棄物は何かという、あの中にまざっている樹脂という整理になると考えてございます。以上です。
2:37:11	規制庁西内です。
2:37:13	宗加田カラー、
2:37:17	液体状の放射性廃棄物なんだけど、結局 27 条が該当に、審査条文として考えてませんっていう心は、
2:37:27	処理じゃないからってことですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:37:31	初動機能だからってそういうことですか。
2:37:34	四国電力の井手でございます。はい。その通りでございます。処理するものではなく貯蔵する設備ですので、貯蔵施設の 28 条に該当すると。ただ掘液体廃棄物、
2:37:45	液体状の放射性廃棄物の定義は、27 条の解釈を用いているという理解でございます。以上です。
2:37:57	規制庁西内ですわかりますだから 28 条の 1 項の適合性。
2:38:03	ノーところで言うと、
2:38:08	貯蔵する使用済み樹脂だけじゃなくて、
2:38:12	まさに液体状の放射性廃棄物、水についても、28 条 2 項の放射性廃棄物が漏えいしがたいのはこの中で読んでるんですかね。
2:38:26	四国電力の井手でございます。ここで放射性廃棄物放射性廃棄物といいますと、固体状、水は放射性廃棄物ではございませんので、使用済み樹脂が漏えいしがたいただし今、
2:38:39	水と一緒に流体上でございますので、水と一緒に漏えいしないというふうにするというのが考え方になると考えております。以上です。
2:38:55	規制庁西内です。
2:38:59	梱包。
2:39:01	基準。
2:39:02	と、
2:39:03	今後いこと高齢です。そうか。でも、
2:39:07	本則で、
2:39:09	本則で来、
2:39:11	固体廃棄物に限定してるからってということですが解釈で、
2:39:16	ああ、なるほど。
2:39:49	規制とニシウチです。
2:39:52	わかりました。まず状況は理解しますと。
2:40:13	規制庁西内です。少しお待ちいただいてもいいですか。
2:40:25	規制庁西内です。一旦了解しました。ちょっとまた追加で何かあれば確認させていただきます。
2:40:32	あとちょっと 27、8 条関係のところというと、
2:40:44	漏えい検知後の活動ですかね結局だから拡大防止のために何をやってるのっていう話なんですけど、
2:40:55	と、
2:40:56	ページで言うと 135 ページからですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:03	ちょっと、改めてこれ確認したいんですけど。
2:41:10	この 136 ページにちょっと概略追記いただいてご説明をわかり、充実いただいたと思うんですけど。
2:41:17	常時閉なんですよねこの辺は、タンク室から繋がっている弁は、
2:41:22	漏えい検知しましたよって言った時に、何か措置をそのあとするんですけど。
2:41:32	漏えい箇所の隔離っていうのは、136 ページの方だと箇所の隔離等の対応を行うって書いてるんですけど。
2:41:40	これは何をやるんですかねこへんが 136 ページの図なのかそれ以外でもいいんですけど、結局何をやるっていうことでしたっけ。
2:41:49	色電力のキムラです。例えば樹脂を移送中にそのような漏えいが検知されましたら
2:41:57	その移送を停止して移送ラインを確立する等の対応が発生するのかなというふうに考えてます。
2:42:07	規制庁西内です。そうですね、前回のヒアリングのちょっと確認させていただきます。失礼しました。そうすると、ちょっとまず理解したいのが、通常時のハード設計。
2:42:19	としては、まずは独立した区画に設けているっていうのが拡大防止対策としてあって、
2:42:26	その上で、そういう運用、
2:42:29	操作中とかそういう定常状態じゃない場合、
2:42:33	そういう状態においては、漏えい検知によってちょっとカバーする範囲とかもあるっていうそういうことですか。
2:42:52	四国電力の木村です。おっしゃる通りかと思えます甘い操作とかをやっていないときに、漏えい検知器の方で検知しても
2:43:03	操作としては、できないのかなというふうに考えてますのでおっしゃる通りなのかなというふうに考えます。
2:43:10	規制庁に周知です常時閉内情は強いと言えばあれなんです、動衛研一致したら常時閉であることを確認するくらいのそういう運用がついて回るって多分それくらいの感覚と思えばいいですかね。定常状態においては、
2:43:26	四国電力の木村です。そうですね系統の状態の確認というところでこちらの弁の確認という作業も入ってくるのかなというふうに考えます。
2:43:39	はい。規制庁ニシウチですわかりますし、
2:43:43	わかりました。衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:45	あと結局、この原発の記載にも書いてあるんですけど、テンパチには今、
2:43:51	というかあれですねテンパチというか、130 ページか。
2:43:56	130 ページもテンパチと同じですけど、
2:44:00	結局そのだから拡大防止措置として今何書いてるかっていうと、独立した区画内にもOK漏えいを検出できる設計とするってことが書かれてるんですけど、
2:44:10	結局だから何かちょっと、
2:44:12	片手落ち感が今の説明を聞いてあるなと思ったんですけど。
2:44:16	結局だからまず定常状態としては独立した区画内に設けていることで、拡大防止措置ができてるわけですね。
2:44:23	何かしらそういう移送措置とかをしている時には漏えいを検出でき、して、
2:44:28	した場合に、プラスアルファでそういう隔離措置をすることによって拡大防止ができるわけですね。
2:44:34	だから漏えいを検出できることで止まる理由がよくわからないっていうのが止まるというか、
2:44:40	これだけ書かれる理由がよくわからないっていう子等がまずちょっとあって状況としては、
2:44:47	要は、
2:44:48	定常状態であれば独立した区画内に設けてそこまで終わるわけですよ。
2:44:53	で、中嶋の移送操作中とかにやる話であれば漏えいを検出したら、そういう隔離措置を行うそういう適切な措置を行うことがあるわけですね。何か今の記載の状態になっている理由がよくわからないっていうのが現状正直なところなんですけど。
2:45:09	何か今時点ですとそういう記載をしている理由ってわかります。何か説明できますか。
2:45:32	四国電力の木村です。その拡大申します措置というところまでは書いていないのかもしれないですけども
2:45:40	検層できる設計というところで
2:45:44	その後の拡大防止っていうところを考慮しているというところで
2:45:50	そ、当然提出すれば措置をする、するっていうところは、通常の手続きなのかというふうに考えますので、そこまでは現状記載してないというところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:03	ベース。
2:46:06	以上です。
2:46:15	藤規制庁西内ですけど。
2:46:20	うん。
2:46:22	なんか、過去 5 枚書かない理由は、正直よくわかんなかったっていうのがあってですね、テンパチのすみません、ページで言うと、
2:46:33	138 ページ。
2:46:37	結局 138 ページで引用いただいている 7 歩II7.3 アノ放射性廃棄物処理せ液体廃棄物処理設備の中の記載を、
2:46:48	から持ってきてるわけですよ。こっちの方はちゃんと何か万一漏えいした場合に適切に措置できる設計とするっていうところまでしっかり書かれていって、
2:46:56	何かなぜそこまで云々いや、書いてあるのにもう何で書いてないのかなっていうだけなんですよ。
2:47:02	ちょっとその整合性も含めてちょっと疑問は残っているんですけど、何か。
2:47:07	なぜその漏えいっていう部分だけ切り出したんだろなっていうところですかね。
2:47:15	いや結局てこの適合方針のところテンパチの頭にきてるので、
2:47:20	テンパチの中で、適合性に必要なパーツを端的にまとめていただいているものっていうふうに理解してるんですけど。
2:47:28	なぜ
2:47:29	そっちの部分まで書かなかったのか、っていうのがもしくはなぜそこだけここだけ変えたのかっていうところの理由がよくわからなかったっていうのが正直なところですかね。何か今の適合性の説明を
2:47:40	内容を見ていても、そこまでセットで説明をいただいているにもかかわらず何か添付にはそこまで書かれないっていうその考え方がよくわからないんですよ。
2:47:55	四国電力松原でございます。今西さんのおっしゃられた通りかと思えますので、この記載については少し考えたいと思えます。
2:48:03	はい。規制庁西内です。
2:48:06	とりあえず、ちょっと今の現状の事実確認としては、御社としては四国電力、被告電力としては、
2:48:16	拡大防止措置としては、まず独立した区画内に設けること。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:21	あとは漏えいを検出した上で適切に埋葬操作中とかであれば隔離措置を行う。
2:48:26	とかそういうことを、適合性の説明としては考え設計方針として考えるとそういう理解でよろしいですか。
2:48:38	オク電力の件はですけどご認識の通りだと思います。
2:48:41	はい。規制庁ニシウチで理解できましてありがとうございます。
2:48:54	規制庁野中です今のところで確認なんですけれども、コメント回答資料27-1で補足説明をいただいているところの隔離等の等につきましては、以下のところなんですけど、
2:49:09	当社内ルール確認して他システムの健全性を確認することとなっておりますっていうところを記載いただいているんですけど、具体的にこれどういう、
2:49:18	作業になるのかっていうのを確認させていただいてもよろしいでしょうか。
2:49:30	中国電力の木村です。趣旨としましてはどのようなところ。
2:49:36	から漏えいが発生したのかというところを、
2:49:43	確認するという行為が麻痺し、必要になるかなというところで、こちらの記載をしておりますんですね確立するっていうその操作だけじゃなくて、
2:49:53	そのシステムの健全性の確認という操作、操作というか、今発生するのでそうっていうのが残っていても良いのかなというふうに考えて、頭の中でそういう操作もありますと。
2:50:04	いうところでコメントリストの方にも記載させていただいております。
2:50:10	規制庁の仲です。今ご説明いただいた中でどこから漏えいしてるのかっていうところがあったと思うんですけど、
2:50:18	これ自体って今
2:50:22	補足の136ページの図の中で、
2:50:25	ある部分の漏えい検知の図があると思うんですけどこの中を見るとその、
2:50:30	隔離されたタンク室内から漏えいされているものを確認したときに、
2:50:34	他システムの健全性を確認するっていうふうに今理解してるんですけども、これってそのタンク室内からの漏えいっていうことは自明なのかなと思っていたんですけど、これ自体は他の系統から、
2:50:47	漏えいすることもあり得るっていうような理解でよろしかったでしょうか。
2:50:59	四国電力の木村です。タンク室内につきましてはタンクもございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:05	移送のような配管もございますし、あと水位計とか、各種いろんな配管がありますので、その辺りの系統も含めて、
2:51:15	どこから漏えいしているのかっていうところの健全性確認という趣旨で記載してございます。
2:51:24	規制庁中根です。今の説明で何となく理解が進んだんですけどもタンク室内にあるけれどもタンクそのもの以外の移送用の配管だったりとかそういったところの健全性を確認するっていうことで理解しました。ありがとうございます。
2:51:46	はい。衛藤規制庁西内です。
2:51:51	はい。
2:51:53	28条27条関係の廃棄施設関係は、
2:51:59	何かほかに現状チーム内で書く、着火規制庁側から何かあります確認事項、現状はよろしいですか。
2:52:07	はい。
2:52:08	起こりますと、
2:52:10	あと最後ちょっとすみませんこれは丹、別に詳しく今聞く気はあまりないんですけど、132ページのところの最後ですね、
2:52:21	追記いただいた今後、貯蔵してる樹脂の処理処分に向けて最適な処理計画の検討を行うというところは、
2:52:28	これは現状も検討してるんですよ。
2:52:33	もうまだ検討が進んでないってこれは理解ですか。
2:52:36	今後って書いてある部分はすいません。
2:52:40	四国電力の井手でございます。おっしゃられた通り樹脂の処理方法につきましてはですねいろいろありますのでそういったものの情報収集も含めて、進めているところではございます。
2:52:52	瀬戸ニシウチですアノで現状もやっているんですよ。
2:52:57	すでに取り組んでいて検討中であるっていうのが正しい理解と思えばいいですか。
2:53:03	四国電力の井手でございますはい、おっしゃる通りです。規制庁ニシウチですわかりますあ、であればちょっとここはまず、すいませんこの記載だけ見ると、これこれから始めますよっていう記載にちょっと読めるので、ちょっとここはまず正確に表現をいただいてもいいですかステータスとして、
2:53:19	四国電力でございます承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:22	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。ただ今回は少なくとも処理することなく十分な貯蔵量を有するものということで理解をしますと、
2:53:32	衛藤。
2:53:34	あとはちょっとここワー
2:53:37	審査会合のときにも少し確認をした部分なんですけど、このページのその上の２段落、上の三行三行上の部分で、なお、現時点で使用済み樹脂貯蔵タンクをさらに増設する予定はないと、ちょっと言い切ってもらえるんですけど、
2:53:52	これはちょっと申請者の関係で改めて確認させていただきたいんですけど。
2:53:57	申請書上は、必要に応じて増設通話するよってということが書かれていて、
2:54:03	ここの、何て言うんですかね。
2:54:06	関係性がよくわからなくて、
2:54:08	あくまで申請章の本文に書いてあって、添付に書いてあることをさらに補足してもらおうことだと思うんですけど、何か真っ向から否定してるような気がしていいですね。
2:54:18	これは現時点では、増設の予定はないんですけども、必要がある場合には増設は考慮するよってという参考情報と思えばいいんですかね。
2:54:27	本文では必要がある場合にはさ増設を考慮するよってという記載があるので、
2:54:32	その関係性だけ明確にしておきたいんですけど。
2:54:37	もしくは、来本文上はこれらはって書いてあるので、タンクじゃなくて、奉仕固体廃棄物貯蔵庫の方は、必要に応じて検討するけど、タンクは検討する気がないよってという補足説明と覚えればいいのか。
2:54:51	どっちかなのかなと、理解をしてるんですけど。
2:54:57	四国電力松原でございます。まず、ここに書いてありますように現時点で使用済み樹脂貯蔵タンクをさらに増設する予定はないというところでございます。
2:55:06	で、
2:55:08	必要があればというのは次、どういうことが起こるかわかりませんので、もし、
2:55:16	樹脂がもしいっぱいになるようなことがあったときにはですね、
2:55:21	それが必要があればということになるのかなと思うんですけども、現時点では計画はないというところでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:28	規制庁西内です理解しました。ちょっとすみません本文で考慮すると書いていて、
2:55:34	補足でないただけ書かれるとちょっとあれなので、現時点でっていうところで多分読むのかなと理解できたものちょっと誤解を与えないような観点でも、本文との繋がりを意識してここはちょっと記載をいただいてもいいですか。
2:55:50	長電力の木村です。はい。その辺り踏まえて記載を検討したいと思います。
2:55:58	はい。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
2:56:03	はい。現状、廃棄施設関係で確認しておきたい点は以上ですかね。
2:56:11	はい。
2:56:14	では、ちょっと残りの逐条の話もあるんですけど、
2:56:21	ちょっと改めてヒアリング日程をちょっとセットさせていただいて、
2:56:25	ちょっと残りの部分とまたあと廃棄施設関係今回のメイン条文ですけどこの部分についてまた引き続き何かあれば確認をさせていただければと思いますけども。
2:56:34	今日時点はここまでってよろしいでしょうか何かここは説明しておきたいとかいうところは四国電力が何かありますでしょうか。
2:56:47	長電力の件はです。本日時点では背弧までで
2:56:52	今日かと思います。
2:56:55	はい。規制庁西内です。了解しました最後にスケジュールを、の関係をちょっと確認させていただきたいんですけども、
2:57:06	本件まだ12月頭の方で審査会合を予定していて、一応そこら辺の会合で、何、何点かやりとりをさせていただいた事故に関しては、
2:57:17	ちょっとまず次の会合の時点においてもこういう角考え方ですというところをしっかりご回答いただきたいなと思っていますと、そういう意味で何かあれですかね今補足説明資料をメインで作成いただいていますけど、
2:57:30	会合で何か作成、説明をするようなパワーポイントとかを何か別途作られてるんでしょうか。何か、どういう説明予定されてますかね。
2:57:42	四国電力の木村です。増し審査会合用の資料ということで前回の審査会合でご説明した資料もベースにしながら、
2:57:53	パワーポイントで説明資料を作成しているところでございます。
2:57:59	はい。規制庁西内です。そういう意味では次回、ちょっとヒアリングのタイミングで、ちょっとその内容についてもいきなり審査会合というわけで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	はなくてまず事実確認を最初にさせていただきたいなと思ってますので、
2:58:12	次回のヒアリングのタイミングでまたそのパワーポイントの確認をさせていただければと思いますので、その上で今日ちょっとできなかった部分とかも含めて、何か追加があれば、
2:58:24	というところ、あとは今日のヒアリングで確認させていただいた事項主にマルバツ三角の整理の話ですよ。
2:58:30	の部分と、あとは廃棄施設関係でちょっと記載の充実をお願いした部分も含めてちょっとまた確認をさせていただければなと思ってます。
2:58:40	で、まずその点についてなんですけど、
2:58:44	できれば来週早々にもできればと思いますけども、
2:58:51	22日火曜日あたりはいかがでしょうかそこら辺をまず目標にちょっと審査、スケジュール組めればなと思ってますけども、
2:59:04	はい。四国電力松原でございます。22日火曜日でお願いいたします。はい、規制庁に周知です承知しました。そこに向けてまた藤こちらの方でも実学に進めさせていただきまして何かあればヒアリングで確認をさせていただければと思います。
2:59:18	ちょっと行き戻りがないように確認だけさせていただきたいんですけど、審査会合で説明いただくようなパワーポイント、何を作られてるかだけなんですけど、ちょっと念のため確認をしておきますけども初回の会合で主にナカノの方からいろいろと質問、確認をさせていただきましたけれども、
2:59:36	まず1点目は、
2:59:38	放射線業務従事者の被ばく防護の観点、
2:59:42	鮭遮へい設計の話しかしてないんですけど、業務従事者の被ばく線量をどういうふうに考えているのっていうところを、説明必要ですよなというところでその場で方針はご回答いただいたので、少し具体的などころも交えて簡単にご説明いただくというところだと思いますけどもというのが一つと、
2:59:58	あとは遮へい設計の評価について、
3:00:00	評価条件どんどん何考えてるのか、あとは今回のタンクだけじゃなくて周辺の線源とかはどのように考えているのかっていう部分の説明が必要かなと。
3:00:10	この2点目ですよなと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:13	あとその他でいうと、先ほどちょっと確認をさせていただいたような 28 条の適合のための設計方針として、どう、何を考えているのか。
3:00:25	という部分の説明。
3:00:26	これも当日ご回答いただけてますけども事実確認を踏まえてどうどう考えてるのかっていうのをご回答いただければいいのかなと。
3:00:34	いう部分。
3:00:36	大きくは多分この 3 点であとは重要度分類の話とかもしましたのでどこまでかって話がありますけども、大きくはこの 3 点については、少なくともコメント回答資料出てくるものかなと理解してますけども何か認識ずれてますかね。
3:00:54	四国電力松原でございます。ご認識の通りで問題ないと思います。
3:00:59	はい。規制庁西内です承知しました。その点についてはまた、次 Power Point できましたら、確認をさせていただきますので提出の方よろしくお願ひします。
3:01:11	はい。あれですねあとは今回今、ヒアリングベースで御社のその〇×三角要は申請条文の考え方を確認させていただきましたけども、
3:01:22	結果して今の整理と異なってきた、
3:01:26	適合のための設計方針のところとかで追加すべき条文があるのであれば、審査会合の時点でもうすでに御社として判明しているのであれば、ちょっと再整理しまして、
3:01:38	再整理をした結果っていうのもあわせてご説明をいただければいいのかなと思いますのでそこもちょっと念頭に置いていただければと思います。よろしいでしょうか。
3:01:46	四国電力松原でございます。今の件承知いたしました。で、審査会合ではこの条文整理についてもご説明するという形になるということでしょうか。
3:01:59	えっとですね規制庁ニシウチです。何ていうんでしょうか条文整理の考え方は、
3:02:05	別に審査会合というよりは、何ていうかその前提条件だと思っいて、要は、まさに審査会合で議論すべき、条文何ぞやっというのを確認しているステップだと思いますので、
3:02:16	その考え方を整理説明いただくというよりは、一応、初回の審査会合のパワーポイントで今回関係する条文これですっていうリストを挙げてもらっているじゃないですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:27	で、その説明で説明した内容から内容が若干関わるもしくは追加になるのであればその趣旨だけ説明をいただければいいのかなと思いますけども。
3:02:37	四国電力松原でございます。承知いたしました。はい。その説明の仕方が変わるのであれば、説明するかはないのであれば参考として載せておだけで結構かなと思いますけども、そこだけ
3:02:48	ご認識いただければ結構でございます現時点では、はい。
3:02:53	はい、衛藤というところでちょっとパワーポイントの話も含めてちょっと確認をさせていただきましたけどもスケジュール等あとはヒアリングの確認した内容も含めてですけども、四国電力側から全体通して何か言いますか。
3:03:10	あ、四国電力の木村でございます。衛藤。はい。者会合でのトピックも確認させていただいたのははい。以上で大丈夫かと思えます。
3:03:20	はい。規制庁西内です。規制庁側から全体通してよろしいですか。
3:03:27	すいません。
3:03:29	ちょっと振っておいて申し訳ないんですけどスケジュール関係 1 点説明してました。
3:03:33	本件本件というか、
3:03:38	別件で主にちょっと現地確認を、
3:03:41	どちらかという火災バックフィットの工認の申請の関係でちょっと現地確認の関係少し、調整をさせていただいてるところですけども、基本的には実施後本件この許可の関係で、
3:03:54	マイクというよりかは、主には河西の方で行くのがメインと回れ考えてますのでなんていうんでしょうか
3:04:01	要は現地確認が終わらないと、処分できないというか、その心なんか、審査書を書けないとか何か前に進めないというものではないという理解をしていますというところで、
3:04:13	何か規制庁変わっからほぼやりますか。
3:04:16	はい。規制庁の奥でございます。
3:04:18	先日兵頭電力さんとスケジュール面談させていただきましたその際に、あったお話として、du、12月の頭に会合をして、年末に現地確認をして、あとで、
3:04:32	この件については補正を見込んでますというふうなお話がありました。そのお話からすると、年末に行うその現地確認というのも、ちょっと審査

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のプロセスの一つというふうにとらえておられるのかなというところがあったんですけども、
3:04:44	ここはちょっと、先ほど西内の方からもお話あったようにそんなことはないと思ってまして、基本的にはその現地者というのは火災感知器の件が対象だと思っています。
3:04:54	そういう意味では、今後の流れとしてはまず12月の頭に会合し、その上で、そこで確認した事項を踏まえて補正をしてそれで年末、
3:05:03	にもくたされば委員会の方に進んでいくと、その上では処分と、そういう流れになると思ってますので、現地会議が現地視察と、あと、
3:05:11	補正等の関係ではそれは特別関係は直接ないものというふうに考えていただいてよろしいかと思っています。
3:05:18	以上です。
3:05:20	はい。中国電力松原でございます。ありがとうございます。ちょっとその辺りを少し勘違いしてたところがございますので、現地確認でございますけれども、使用済み樹脂貯蔵タンクの方につきましては、
3:05:31	物が無いという状況でございますので、設置する場所を見ていただくというところがメインになるかなと思っていますので、よろしく願いいたします。
3:05:41	はい。奥です。了解しました。ありがとうございます。
3:05:45	はい。規制庁西内です。すいませんちょっと最後と言って、何か申し訳なかったですが改めてリスク規制庁側から全体通してよろしいですか他何かありますか。
3:05:54	はい。今の件も含めて四国電力はよろしいですかね。
3:06:01	分力キムラです。はい。以上で大丈夫です。はい、規制庁に周知です。了解しましたそれでは今日の日有賀はこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
3:06:11	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。